

# 河南町第 7 期障がい福祉計画

## 第 3 期障がい児福祉計画



令和 6 年(2024 年)3 月

河南町



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画策定の体制 .....	2
第2章 河南町を取り巻く現状 .....	3
1. 人口世帯等の現状 .....	3
2. 手帳所持者の状況 .....	4
3. アンケート調査 .....	8
4. 第6期障がい福祉計画の成果目標・活動指標(見込量)の評価 .....	22
5. 第2期障がい児福祉計画の成果目標・活動指標(見込量)の評価.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1. 基本理念 .....	37
2. 基本方針 .....	37
3. 障がい福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方 .....	39
第4章 第7期障がい福祉計画 .....	43
1. 成果目標 .....	43
2. 活動指標(見込量) .....	51
第5章 第3期障がい児福祉計画.....	67
1. 成果目標 .....	67
2. 活動指標(見込量) .....	70
第6章 計画の推進体制・進行管理 .....	73
1. 計画の推進体制 .....	73
2. 進行管理 .....	73
資料編 .....	74
1. 河南町障がい福祉計画策定委員会規則.....	74
2. 河南町障がい福祉計画策定委員名簿 .....	76
3. 用語集.....	77

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の目的

本計画は障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8(2026)年度末までの目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等(障がい福祉サービス、障がい者相談支援並びに地域生活支援事業)及び障がい児通所支援等(障がい児通所支援並びに障がい児相談支援)を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図ることを目的とし策定するものです。

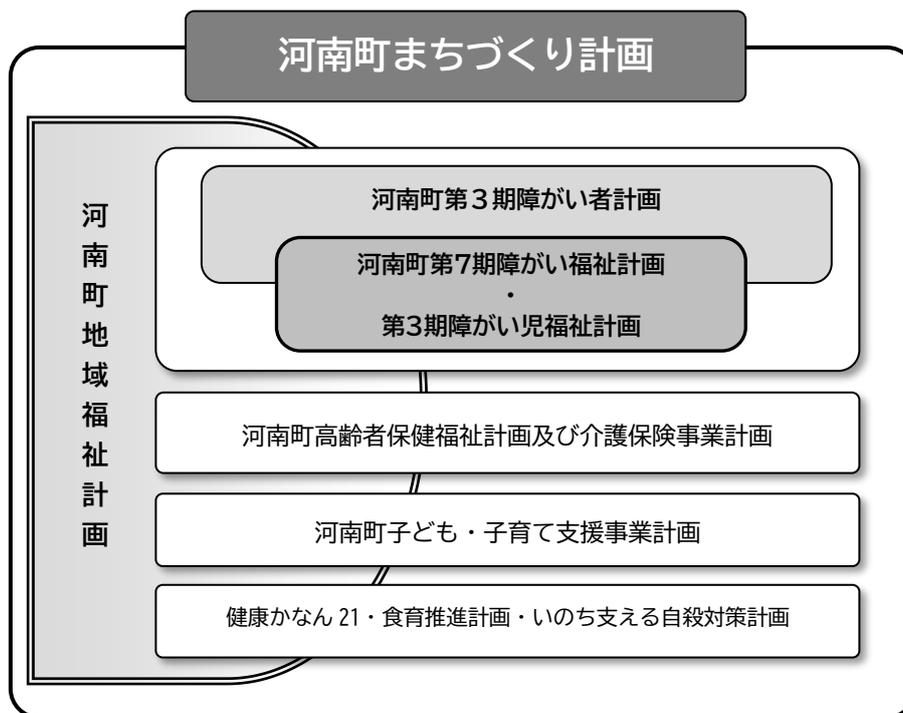
## 2. 計画の位置づけ

「河南町第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、河南町における障がい福祉サービス、障がい者相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

「河南町第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるものです。

各計画は、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえつつ、「まちづくり計画」及び「地域福祉計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、本町の関連計画等との整合・調整を図りながら策定しています。

計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

「河南町第7期障がい福祉計画」と「河南町第3期障がい児福祉計画」の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間となります。計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

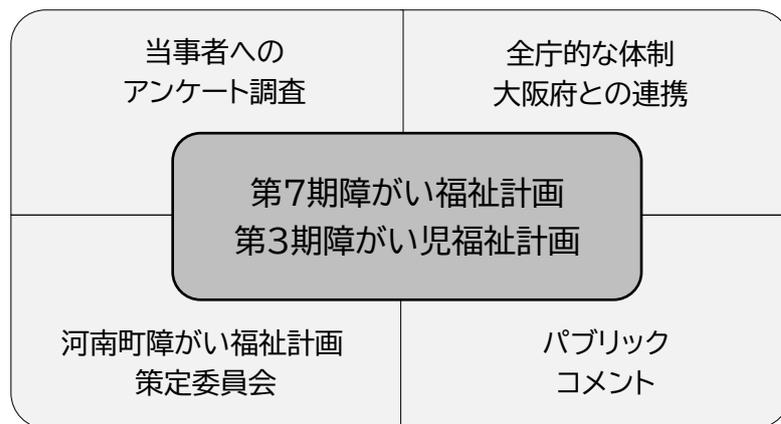
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第3期(令和2年度～令和11年度)									
障がい福祉計画		第6期				第7期			第8期	
障がい児福祉計画		第2期				第3期			第4期	

### 4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービス又は、障がい児通所支援を利用している人へのアンケート調査を実施しました。

策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで、策定作業を進めるとともに、学識経験者、当事者代表、保健・医療・福祉関係者等によって構成される「河南町障がい福祉計画策定委員会」において審議を行いました。なお、国や大阪府が示す考え方や方向性等と整合性を確保するため、大阪府と密接な連携を図りながら策定しました。

策定にあたって広く意見を求めるため計画案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

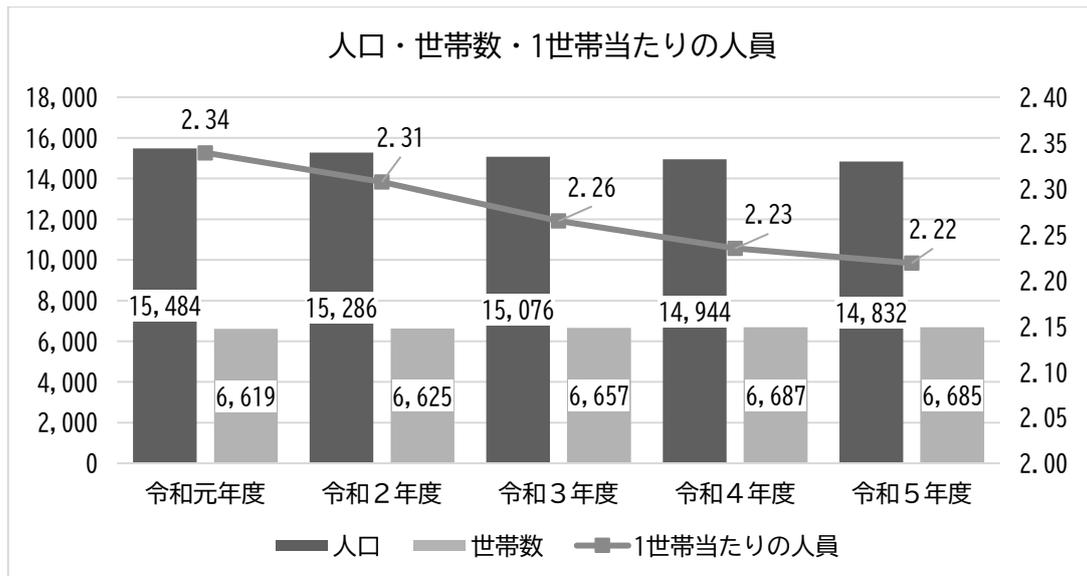


## 第2章 河南町を取り巻く現状

### 1. 人口世帯等の現状

#### (1) 人口・世帯の推移

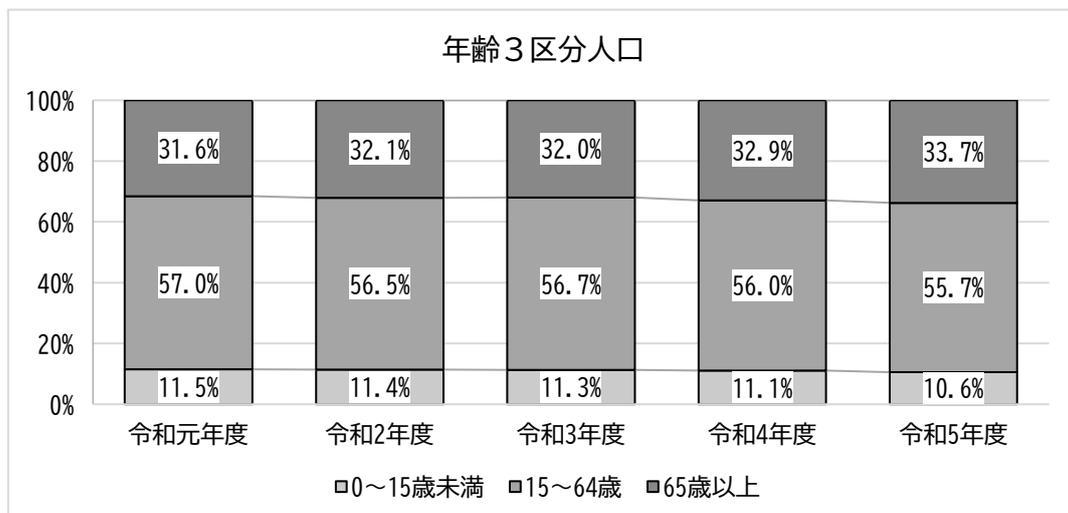
令和元年度から令和5年度までの推移を見ると、人口は15,484人から14,832人に減少し、世帯数は6,619世帯から6,685世帯に増加しました。その結果、1世帯当たりの人員は2.34人から2.22に減少しています。



出典:住民基本台帳(各年度は3月末、令和5年度は10月末現在)

#### (2) 年齢3区分別人口の推移

令和元年度から令和5年度までの推移を見ると、「0～15歳未満」は11.5%から10.6%に減少し、「15～64歳」は57.0%から55.7%に減少し、「65歳以上」は31.6%から33.7%に増加しており、少子高齢化の進行が見られます。



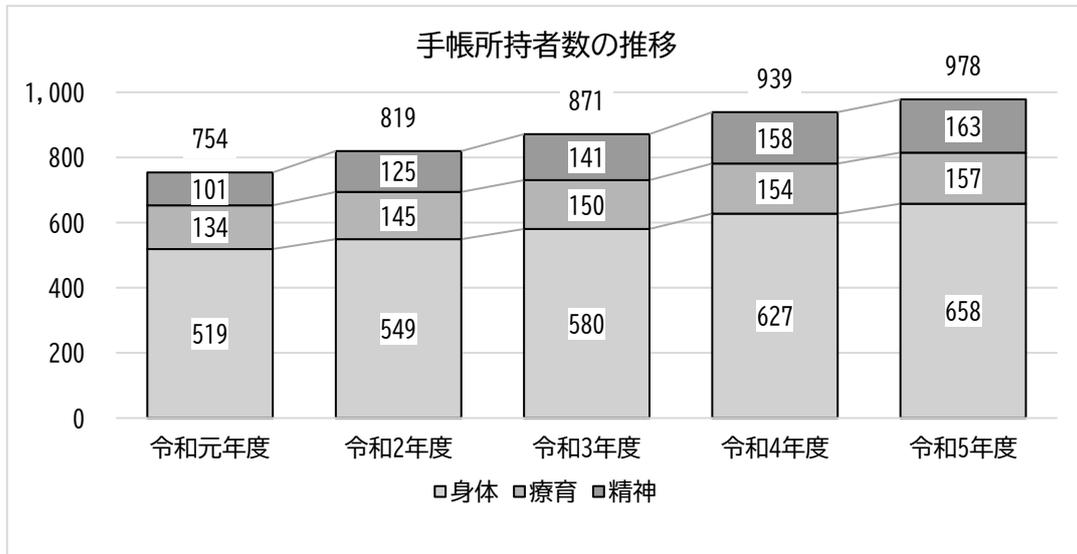
出典:住民基本台帳(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

## 2. 手帳所持者の状況

### (1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者全体では、令和元年度の754人から、令和5年度には978人に増加しました。

令和5年度の身体障害者手帳所持者は658人、療育手帳所持者は157人、精神保健福祉手帳保持者は163人、手帳所持者の合計は978人となっており、全体的に増加傾向にあります。

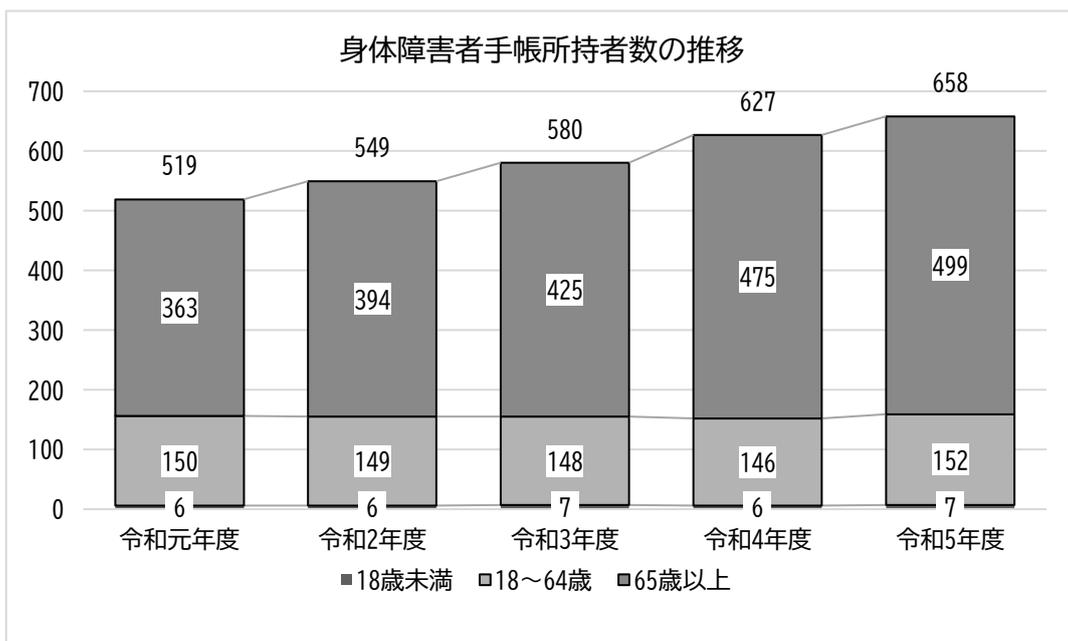


出典：庁内資料(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

### (2) 身体障害者手帳

令和5年度の身体障害者手帳所持者は令和元年度の519人から、令和5年度には658人に増加しました。

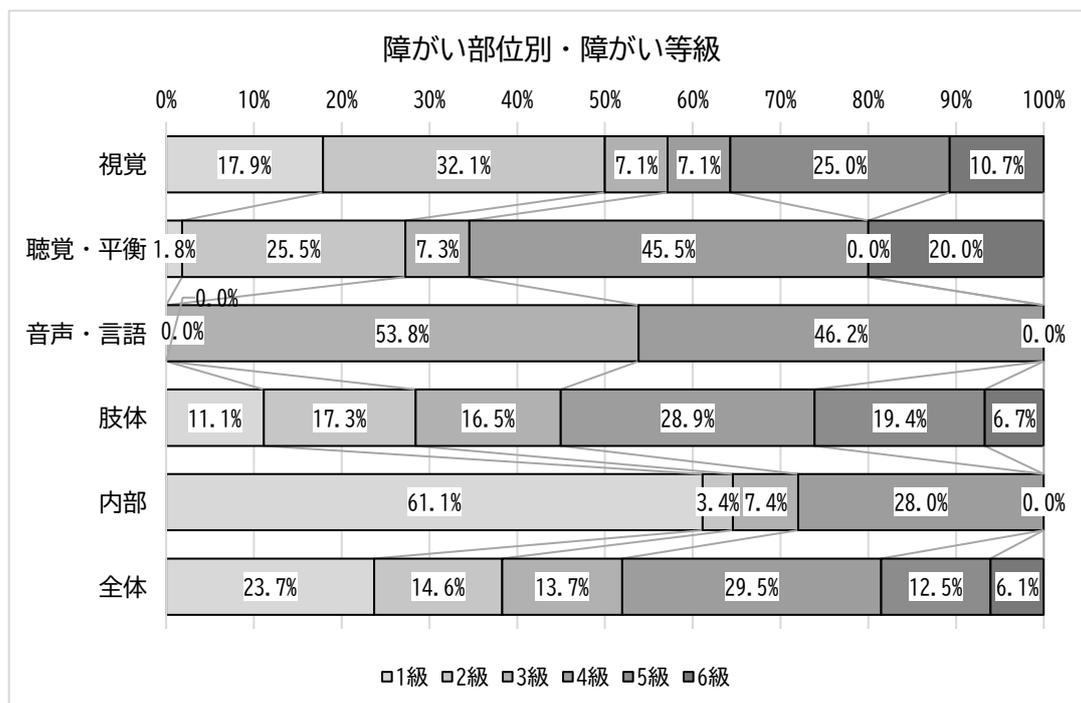
令和5年度の18歳未満は7人、18～64歳は152人、65歳以上は499人となっており、特に65歳以上は増加傾向にあります。



出典：庁内資料(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

障がい部位別に障がい等級を見ると、視覚障がいは2級が32.1%でもっとも多く、聴覚・平衡障がいは4級が45.5%でもっとも多く、音声・言語障害は3級が53.8%でもっとも多く、肢体不自由は4級が28.9%でもっとも多く、内部障がいは1級が61.1%でもっとも多くなっています。

障がい全体では、4級が29.5%でもっとも多く、次いで、1級が23.7%、2級が14.6%、3級が13.7%、5級が12.5%、6級が6.1%となっています。

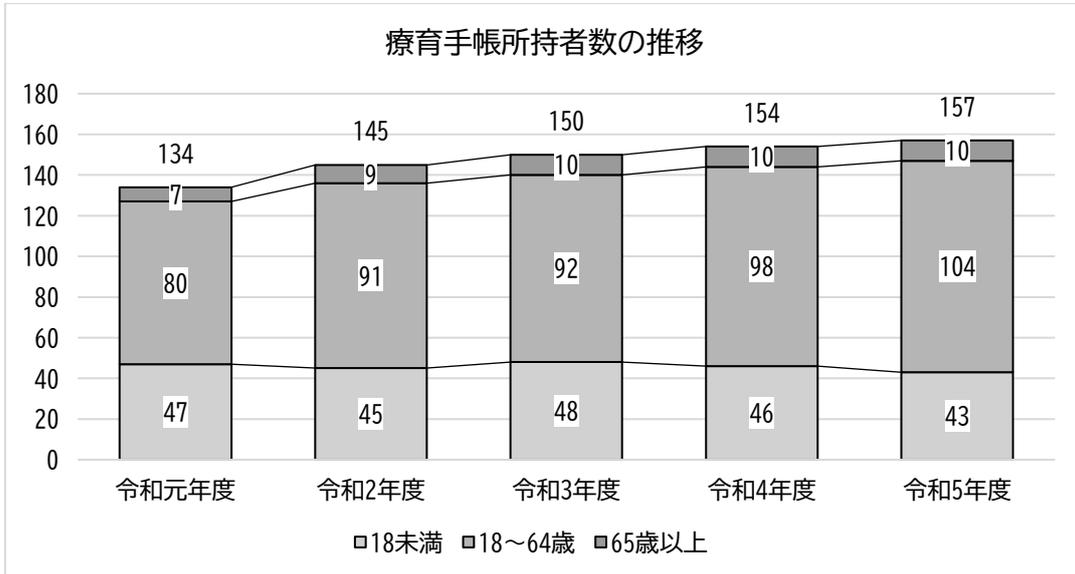


出典：庁内資料(令和5年10月末現在)

### (3) 療育手帳

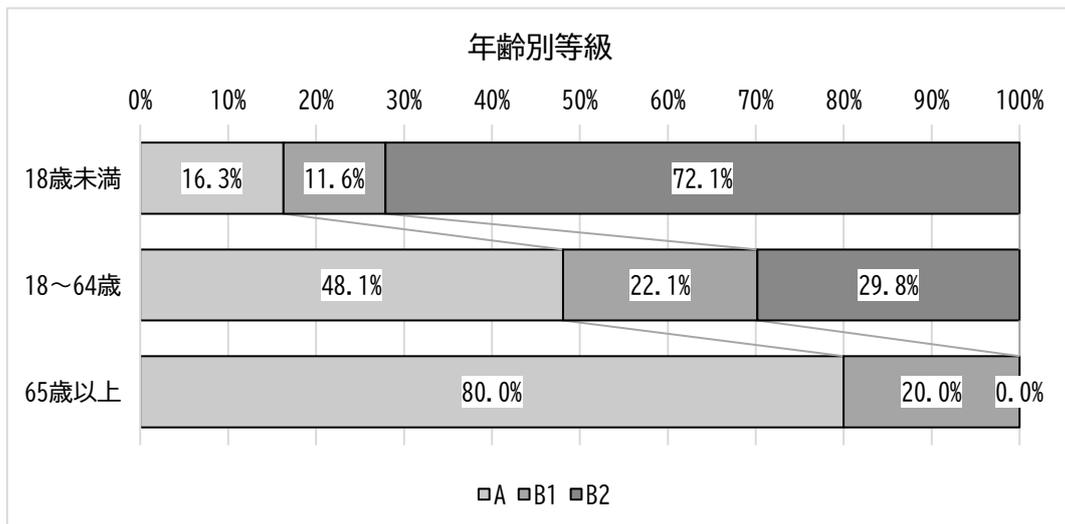
療育手帳所持者は令和元年度の134人から、令和5年度には157人に増加しました。

年齢別では、令和5年度は18歳未満が43人、18歳～64歳が104人、65歳以上が10人となっています。



出典:庁内資料(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

年齢別に療育手帳所持者の等級を見ると、18歳未満ではB2が72.1%でもっとも多く、18～64歳ではAが48.1%でもっとも多く、65歳以上ではAが80.0%でもっとも多くなっています。

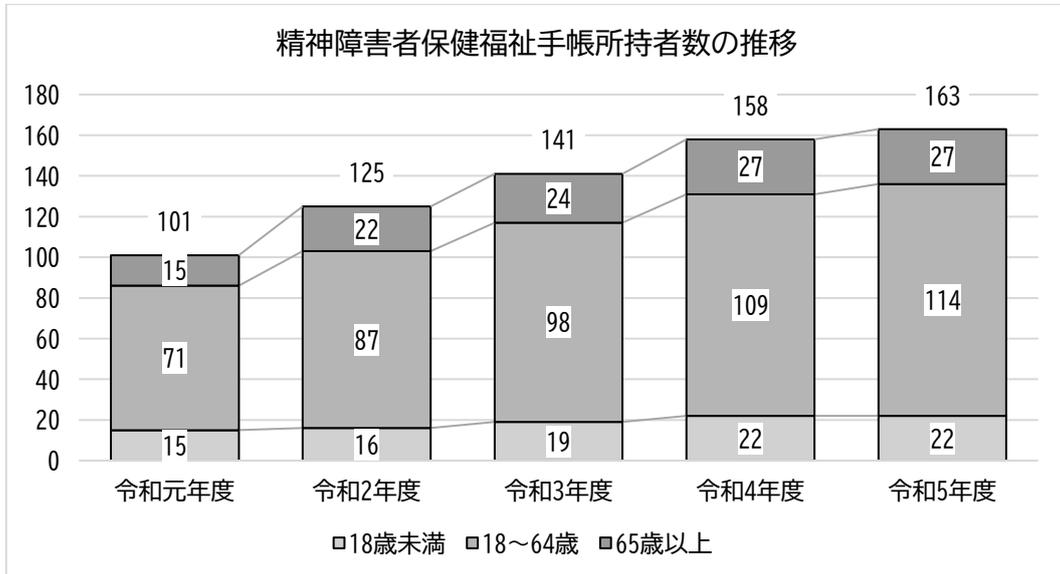


出典:庁内資料(令和5年10月末現在)

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳

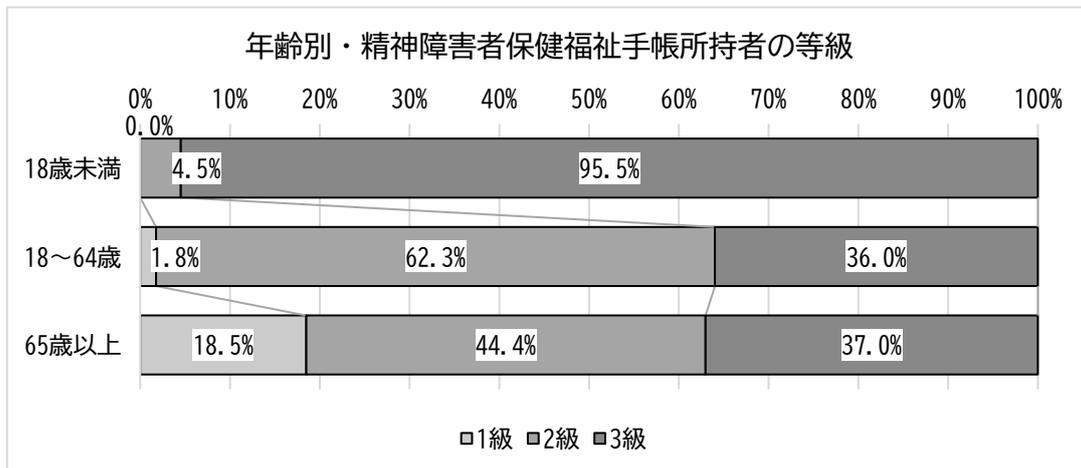
精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和元年度の101人から令和5年度には163人に増加しました。

年齢別で見ると、令和5年度は18歳未満が22人、18～64歳が114人、65歳以上が27人となっています。



出典：庁内資料(各年度3月末現在、令和5年度は10月末現在)

年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者の等級を見ると、18歳未満は3級が95.5%でもっとも多く、18～64歳は2級が62.3%でもっとも多く、65歳以上は2級が44.4%でもっとも多くなっています。



出典：庁内資料(令和5年10月末現在)

### 3. アンケート調査

#### (1) 調査の概要

##### ① 調査の目的

河南町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定の基礎資料とするため、障がい福祉サービスを利用されている方を対象に、日常生活等に関するご意見をお伺いすることを目的に実施しました。

##### ② 調査期間

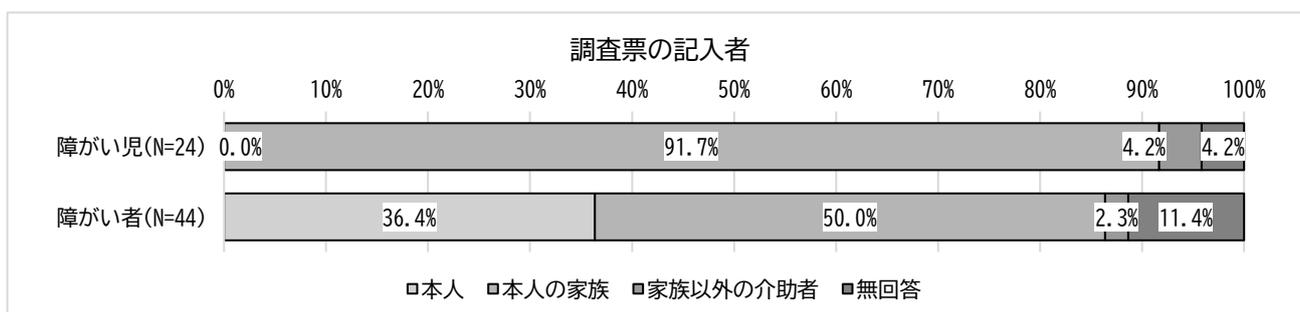
令和5年8月1日～8月18日

##### ③ 調査対象者数と有効回答率

	調査対象者	有効回答数	有効回答率
障がい児(18歳未満)	50	24	48.0%
障がい者(18歳以上)	100	44	44.0%
不明	—	1	
計	150	69	46.0%

#### (2) 調査結果

##### ① 調査票の記入者

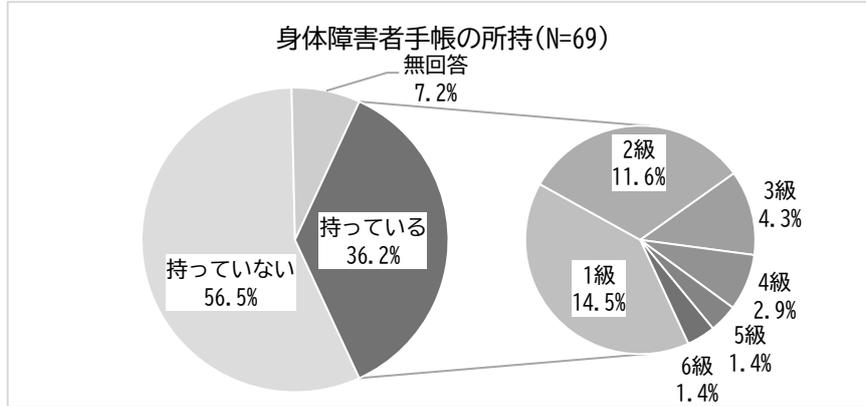


## ② 障がいの状態について

### (ア) 身体障害者手帳

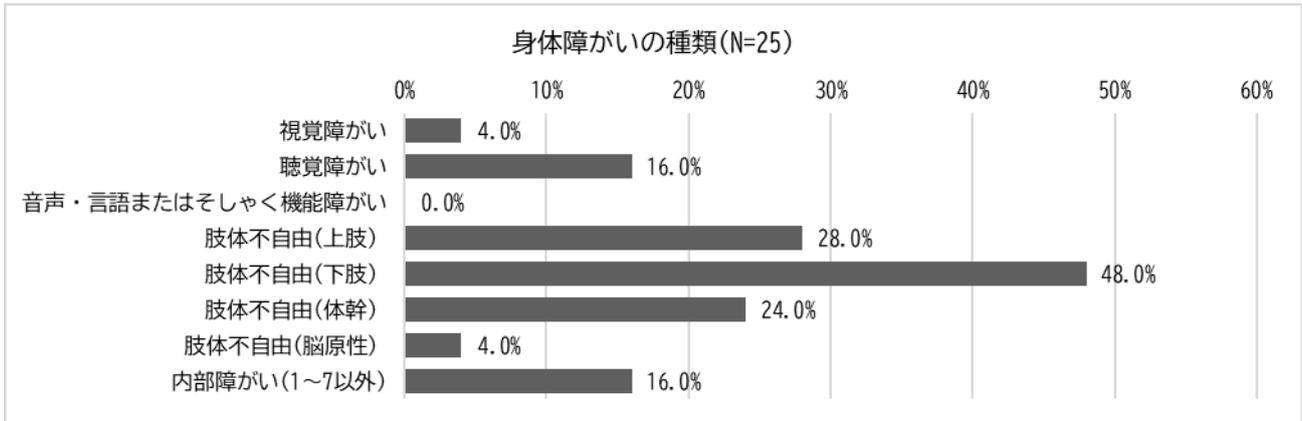
身体障害者手帳を「持っている」が36.2%、「持っていない」が56.5%となっています。

等級は「1級」が14.5%「2級」が11.6%、「3級」が4.3%、「4級」が2.9%、「5級」が1.4%、「6級」が1.4%となっています。



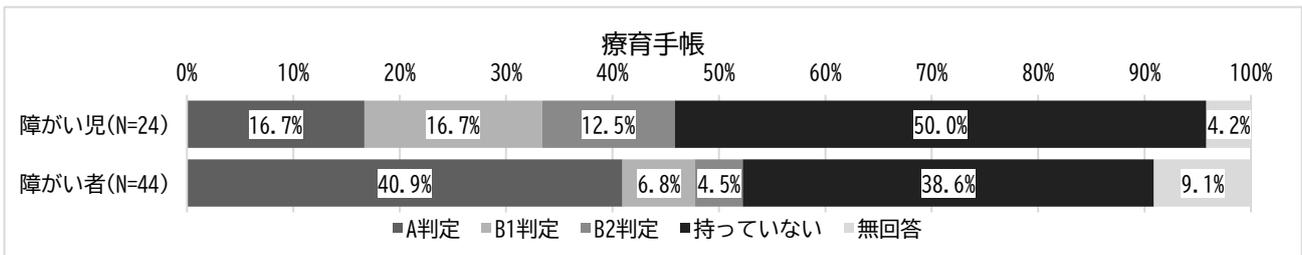
### 【身体障がいの種別】

身体障がいの種類では、「肢体不自由(下肢)」が48.0%でもっとも多く、次いで「肢体不自由(上肢)」が28.0%、「肢体不自由(体幹)」が24.0%、「聴覚障がい」「内部障がい」共に16.0%となっています。



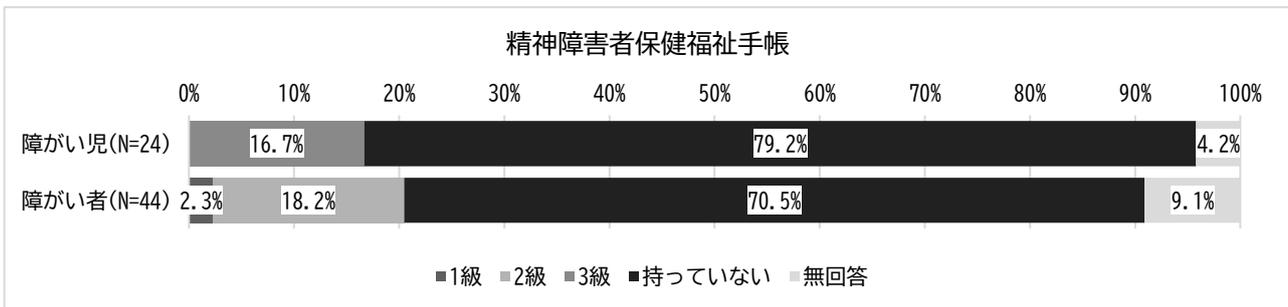
### (イ) 療育手帳

障がい児では「A判定」「B1判定」が共に16.7%、「B2判定」が12.5%、「持っていない」が50.0%、障がい者では「A判定」が40.9%、「B1判定」が6.8%、「B2判定」が4.5%、「持っていない」が38.6%となっています。



(ウ)精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳では、障がい児では「3級」が16.7%、「持っていない」が79.2%、障がい者では「1級」が2.3%、「2級」が18.2%、「持っていない」が70.5%となっています。



(エ)難病の認定、その他の障がいの診断、医療的ケアの状況

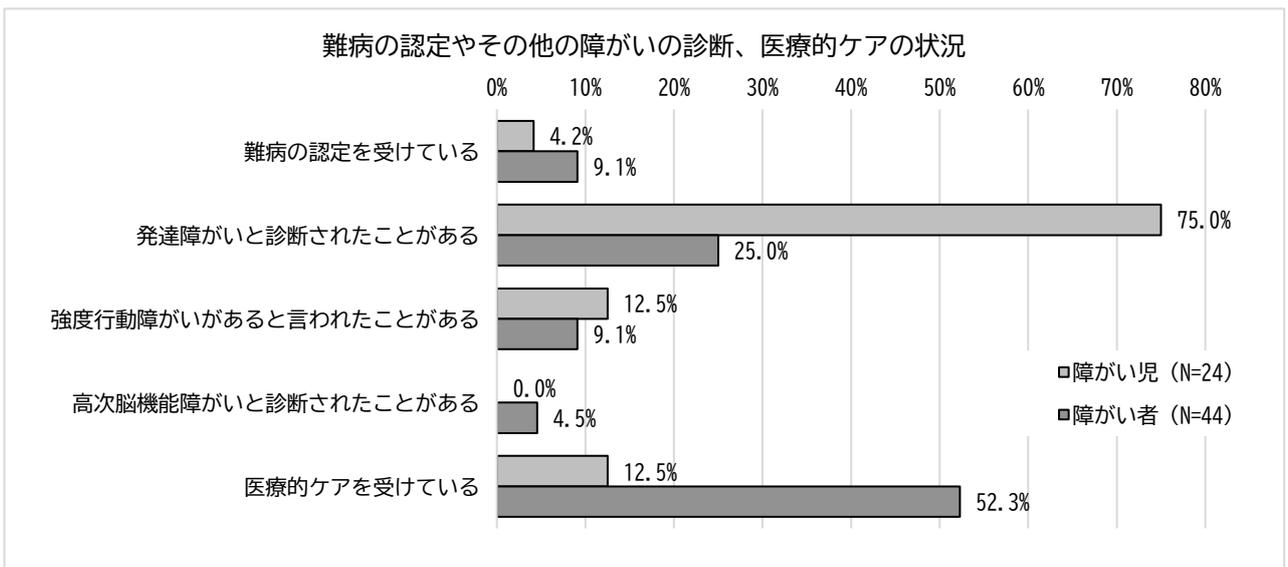
障がい児の4.2%、障がい者の9.1%が難病の認定を「受けている」と回答しています。

障がい児の75.0%、障がい者の25.0%が発達障がいの診断を受けたことが「ある」と回答しています。

障がい児の12.5%、障がい者の9.1%が強度行動障がいがあるとされたことが「ある」と回答しています。

障がい者の4.5%が高次脳機能障がいと診断されたことが「ある」と回答しています。

障がい児の12.5%、障がい者の52.3%が、医療的ケアを「受けている」と回答しています。



### ③ 日常生活動作について

#### (ア) 日中活動動作

日常生活動作で、「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた「介助が必要」の多いものをあげると、障がい児では「薬の管理」が95.8%、「お金の管理」が91.7%、「外出」が79.2%、「身だしなみ」が70.9%、「家族以外の人との意思疎通」が62.5%となっており、障がい者では「外出」が68.2%、「お金の管理」が68.2%、「薬の管理」が63.7%、「身だしなみ」が52.3%、「家族以外の人との意思疎通」が52.3%となっています。

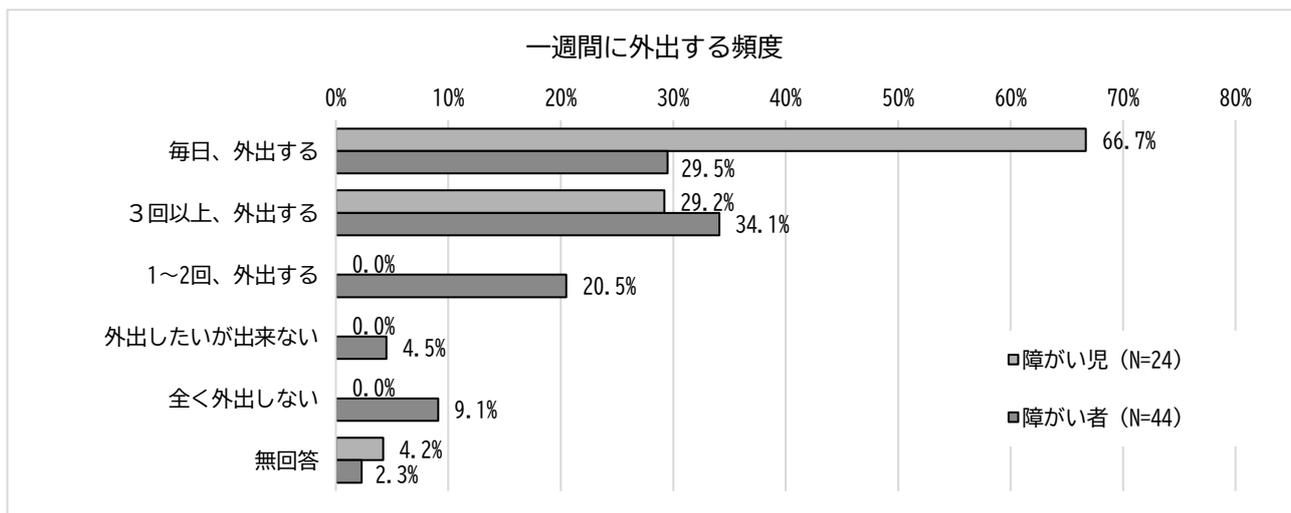
障がい児(N=24)	一人でできる	一部介助が必要①	全部介助が必要②	無回答	介助が必要(再掲①+②)
食事	75.0%	16.7%	4.2%	4.2%	20.9%
トイレ	58.3%	29.2%	8.3%	4.2%	37.5%
入浴	37.5%	50.0%	8.3%	4.2%	58.3%
衣服の着脱	58.3%	33.3%	4.2%	4.2%	37.5%
身だしなみ	25.0%	66.7%	4.2%	4.2%	70.9%
家の中の移動	83.3%	8.3%	4.2%	4.2%	12.5%
外出	12.5%	50.0%	29.2%	8.3%	79.2%
家族以外の人との意思疎通	33.3%	45.8%	16.7%	4.2%	62.5%
お金の管理	4.2%	12.5%	79.2%	4.2%	91.7%
薬の管理	0.0%	12.5%	83.3%	4.2%	95.8%

障がい者(N=44)	一人でできる	一部介助が必要①	全部介助が必要②	無回答	介助が必要(再掲①+②)
食事	50.0%	25.0%	15.9%	9.1%	40.9%
トイレ	59.1%	11.4%	20.5%	9.1%	31.9%
入浴	45.5%	25.0%	22.7%	6.8%	47.7%
衣服の着脱	52.3%	18.2%	18.2%	11.4%	36.4%
身だしなみ	38.6%	31.8%	20.5%	9.1%	52.3%
家の中の移動	54.5%	20.5%	15.9%	9.1%	36.4%
外出	25.0%	27.3%	40.9%	6.8%	68.2%
家族以外の人との意思疎通	38.6%	31.8%	20.5%	9.1%	52.3%
お金の管理	25.0%	20.5%	47.7%	6.8%	68.2%
薬の管理	29.5%	20.5%	43.2%	6.8%	63.7%

#### ④ 日中活動や就労について

##### (ア)一週間に外出する頻度について

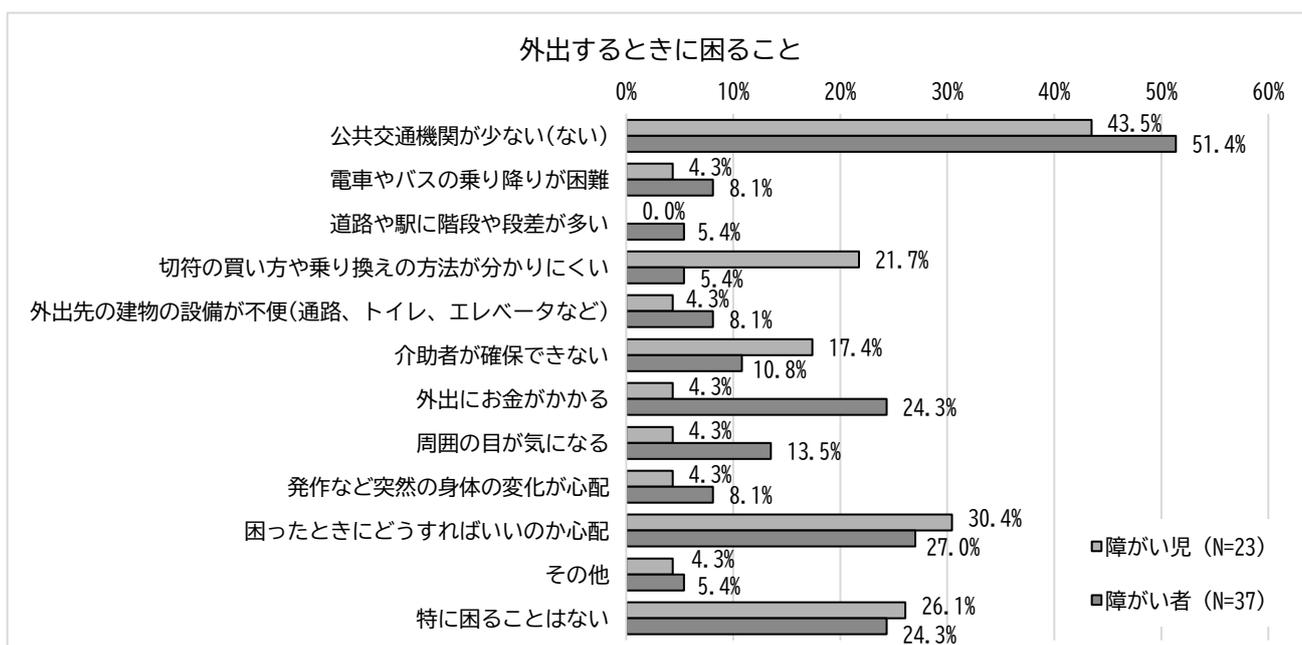
外出の頻度は、障がい児では「毎日、外出する」が66.7%でもっとも多く、次いで「3回以上、外出する」が29.2%、障がい者では「3回以上、外出する」が34.1%でもっとも多く、次いで「毎日、外出する」が29.5%となっています。1回でも外出しているは、障がい児が95.9%、障がい者が84.1%と、障がい児の外出頻度が高くなっています。



##### (イ)外出するときに困ることについて

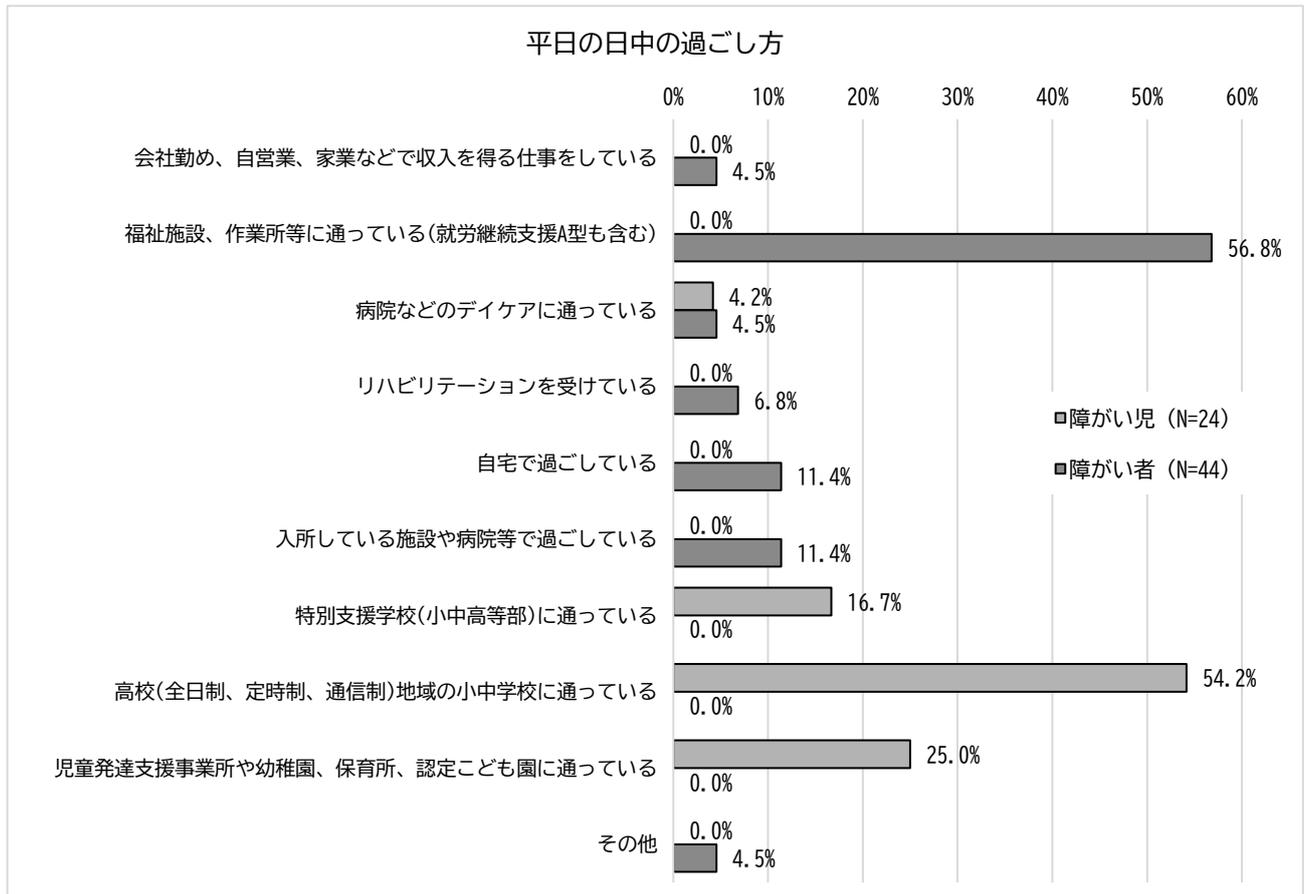
外出するときに困ることについては、障がい児では「公共交通機関が少ない(ない)」が43.5%、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が30.4%、「切符の買い方や乗り換えの方法が分かりにくい」が21.7%、障がい者では「公共交通機関が少ない(ない)」が51.4%でもっとも多く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が27.0%、「外出にお金がかかる」が24.3%となっています。

また、「特に困ることはない」が全体で24.6%、障がい児で26.1%、障がい者で24.3%となっています。



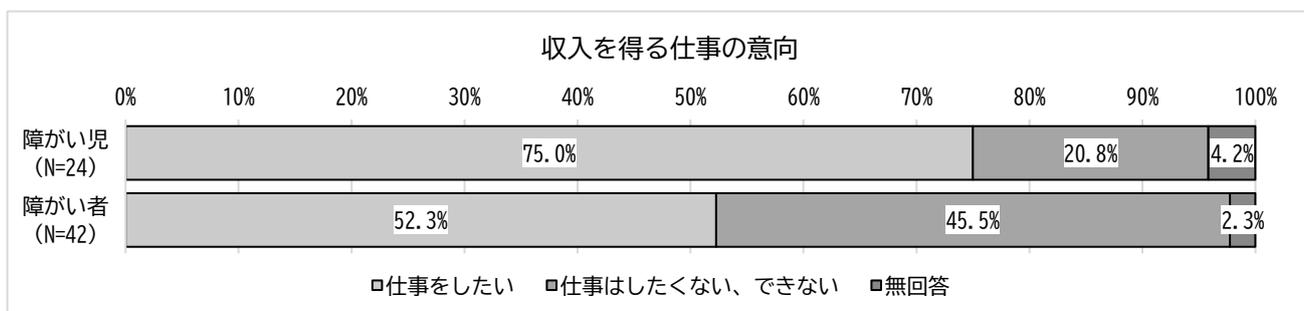
(ウ)平日の日中の過ごし方について

平日の日中の過ごし方については、障がい児では「高校(全日制、定時制、通信制)地域の小中学校に通っている」が54.2%でもっとも多く、次いで「児童発達支援事業所や幼稚園、保育所、認定こども園に通っている」が25.0%、「特別支援学校(小中高等部)に通っている」が16.7%、障がい者では「障がい者福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援 A 型も含む)」が56.8%でもっとも多く、次いで「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」が共に11.4%となっています。



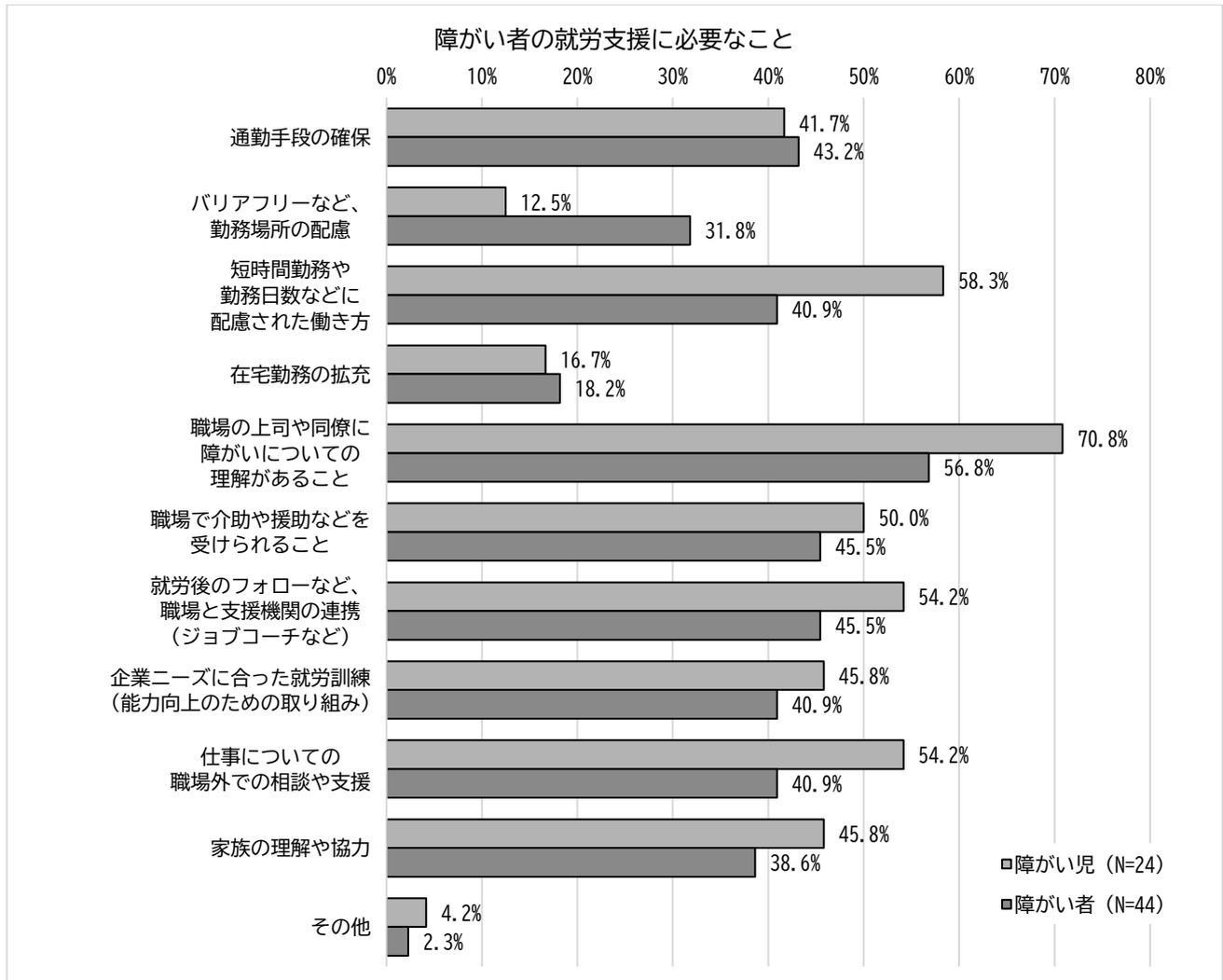
(エ)収入を得る仕事の意向について

収入を得る仕事の意向では、障がい児の75.0%、障がい者の52.3%が「仕事をしたい」と回答しています。



(オ)障がい者の就労支援に必要なことについて

障がい者の就労支援に必要なことでは、障がい児は「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が70.8%でもっとも多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などに配慮された働き方」が58.3%、障がい者は「職場の上司や同僚に障がいについての理解があること」が56.8%でもっとも多く、次いで「就労後のフォローなど、職場と支援機関の連携(ジョブコーチなど)」「職場で介助や援助などを受けられること」が共に45.5%となっています。



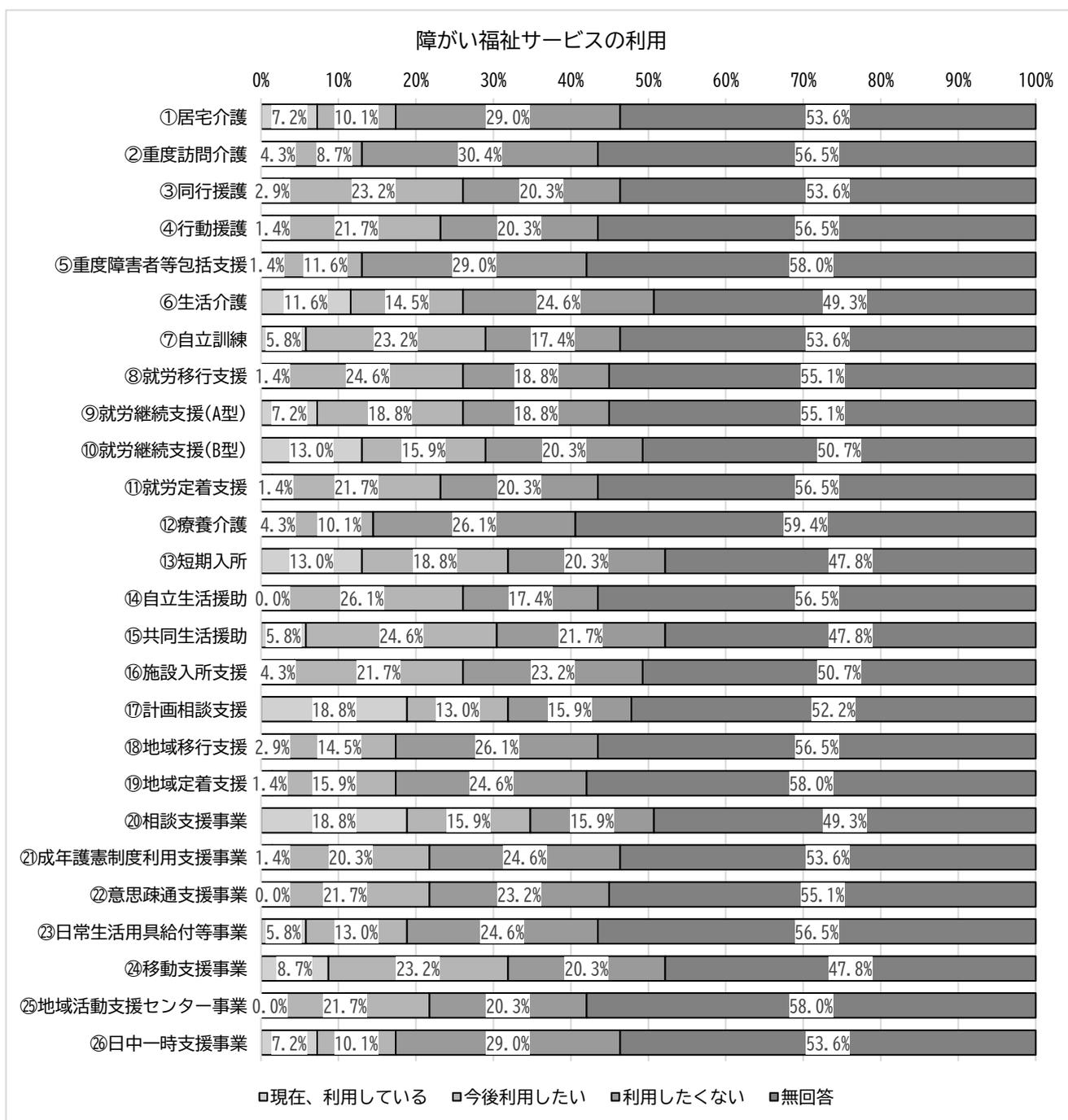
## ⑤ 障がい福祉サービス等の利用について

### (ア)障がい福祉サービスの利用状況について

障がい福祉サービスで「現在、利用している」と回答が多かったサービスをあげると、「⑰計画相談支援」「⑳相談支援事業」が共に18.8%、「⑩就労継続支援(B型)」「⑬短期入所」が共に13.0%、「⑥生活介護」が11.6%となっています。

「今後利用したい」と回答が多かったサービスは「⑭自立生活援助」が26.1%、「⑧就労移行支援」「⑮共同生活援助」が共に24.6%、「③同行援護」「⑦自立訓練」「㉑移動支援事業」が23.2%でした。

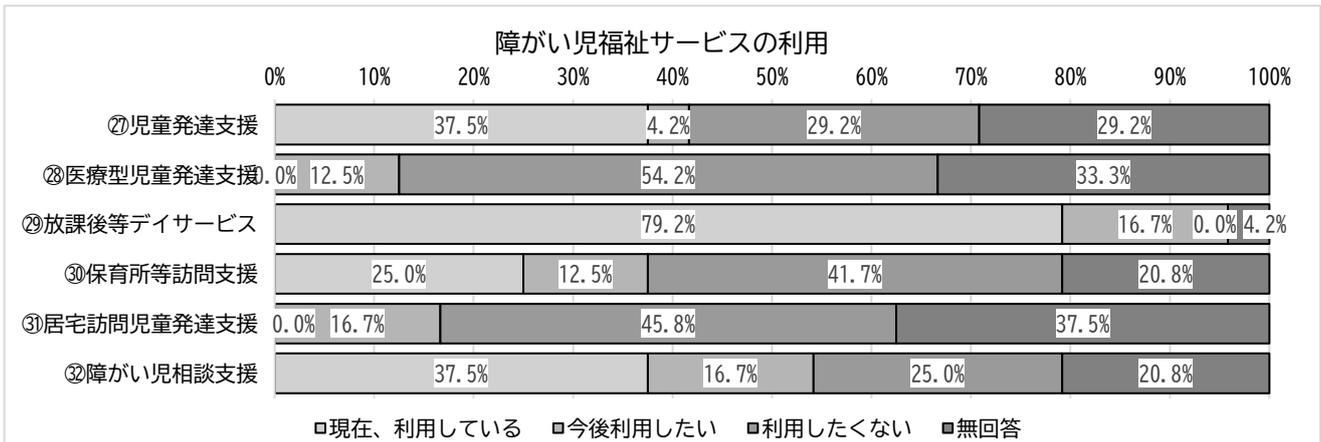
また、「現在、利用している」が0.0%となっているサービスでは、「⑭自立生活援助」の26.1%、「㉒意思疎通支援事業」「㉓地域活動支援センター事業」の21.7%が「今後利用したい」となっています。



(イ)障がい児福祉サービスの利用状況について

障がい児福祉サービスで「現在、利用している」と回答の多かったものは「㉑放課後等デイサービス」が79.2%でもっとも多く、次いで「㉒児童発達支援」「㉓障がい児相談支援」が共に37.5%、「㉔保育所等訪問支援」が25.0%となっています。

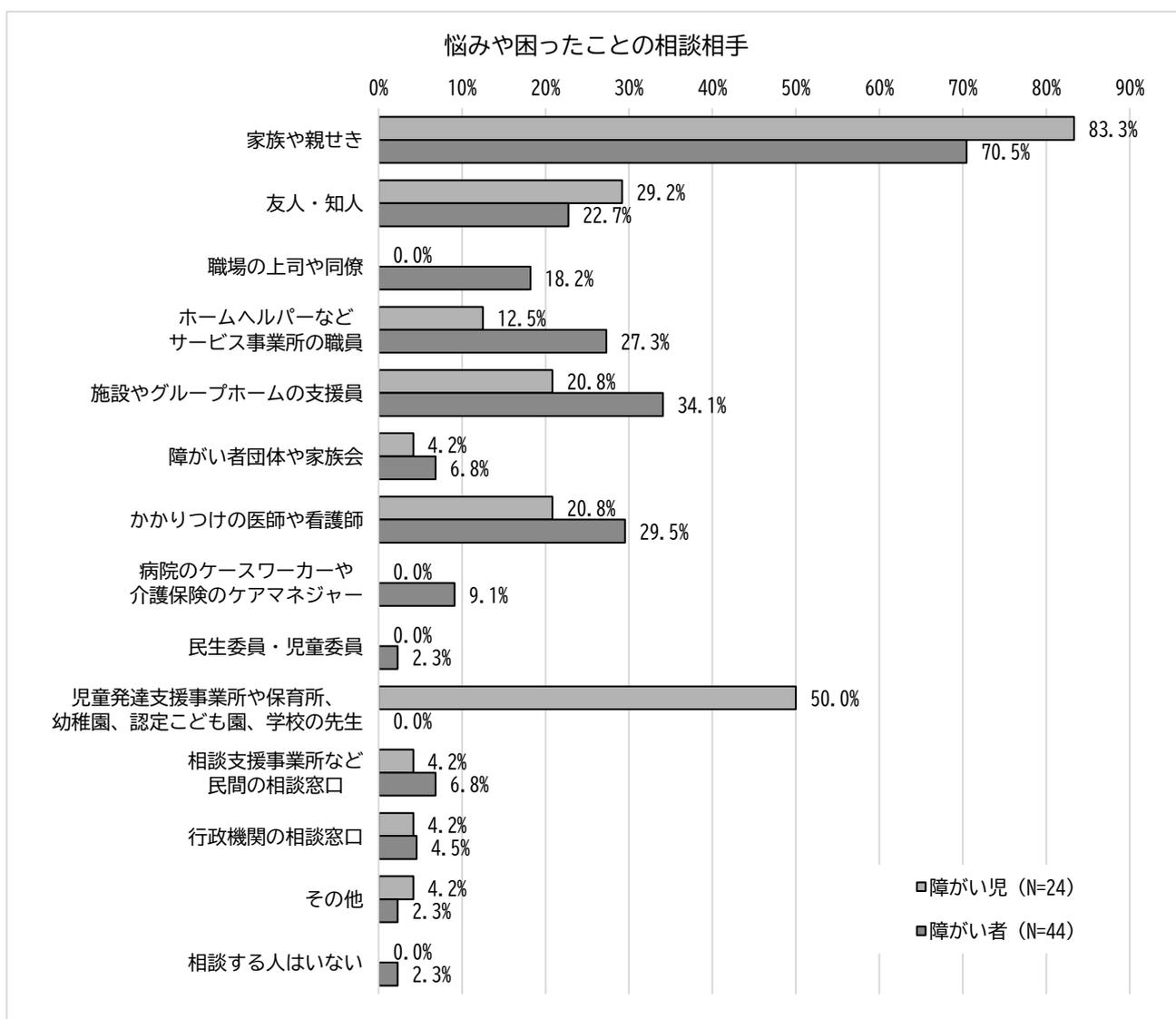
また、「今後利用したい」では「㉑放課後等デイサービス」「㉕居宅訪問児童発達支援」「㉓障がい児相談支援」が共に16.7%でもっとも多く、次いで「㉖医療型児童発達支援」「㉔保育所等訪問支援」が共12.5%、「㉒児童発達支援」が4.2%となっています。



## ⑥ 障がいに関する相談等について

### (ア) 悩みや困ったときの相談先

悩みごとの相談相手は、障がい児では「家族や親せき」が83.3%でもっとも多く、次いで「児童発達支援事業所や保育所、幼稚園、認定こども園、学校の先生」が50.0%、「友人・知人」が29.2%、障がい者では「家族や親せき」が70.5%、「施設やグループホームの支援員」が34.1%、「かかりつけの医師や看護師」が29.5%となっています。

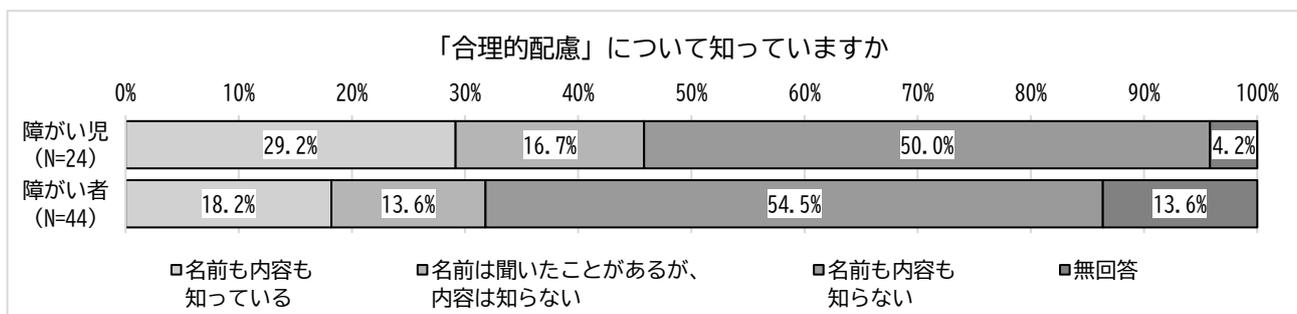


## ⑦ 権利擁護について

### (ア)合理的配慮

「合理的配慮」については、障がい児では「名前も内容も知っている」が29.2%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が16.7%、「名前も内容も知らない」が50.0%となっています。

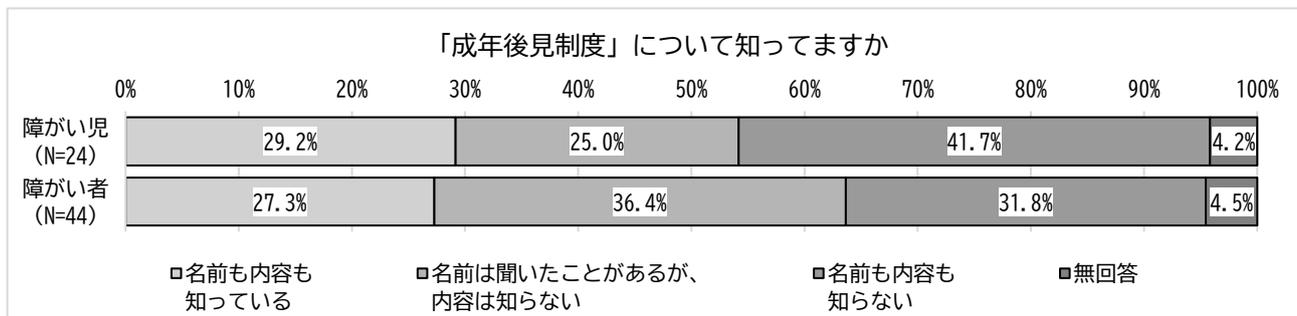
障がい者では「名前も内容も知っている」が18.2%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が13.6%、「名前も内容も知らない」が54.5%となっています。



### (イ)成年後見制度

「成年後見制度」については、障がい児では「名前も内容も知っている」が29.2%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.0%、「名前も内容も知らない」が41.7%となっています。

障がい者では「名前も内容も知っている」が27.3%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が36.4%、「名前も内容も知らない」が31.8%となっています。

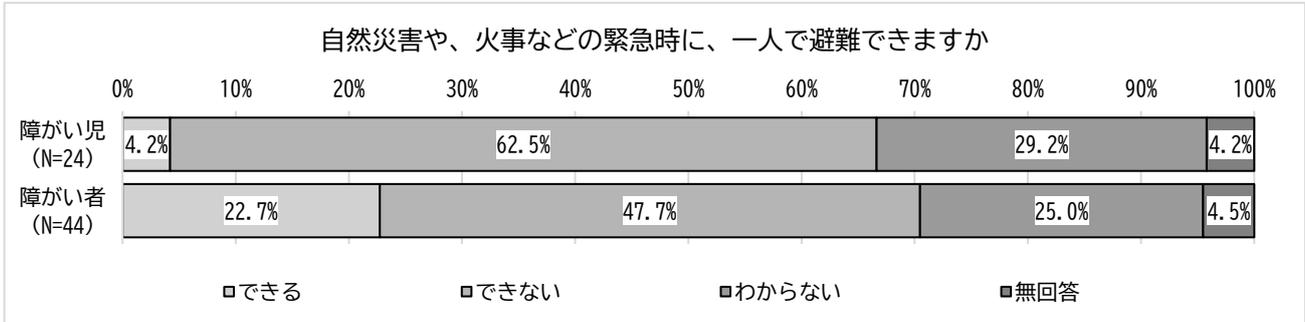


## ⑧ 災害時の避難などについて

### (ア) 自然災害などの緊急時の避難について

緊急時に一人で避難できるかについては、障がい児では「できる」が4.2%、「できない」が62.5%、「わからない」が29.2%と、緊急時の避難に不安を抱えていると思われる障がい児は91.7%に達しています。

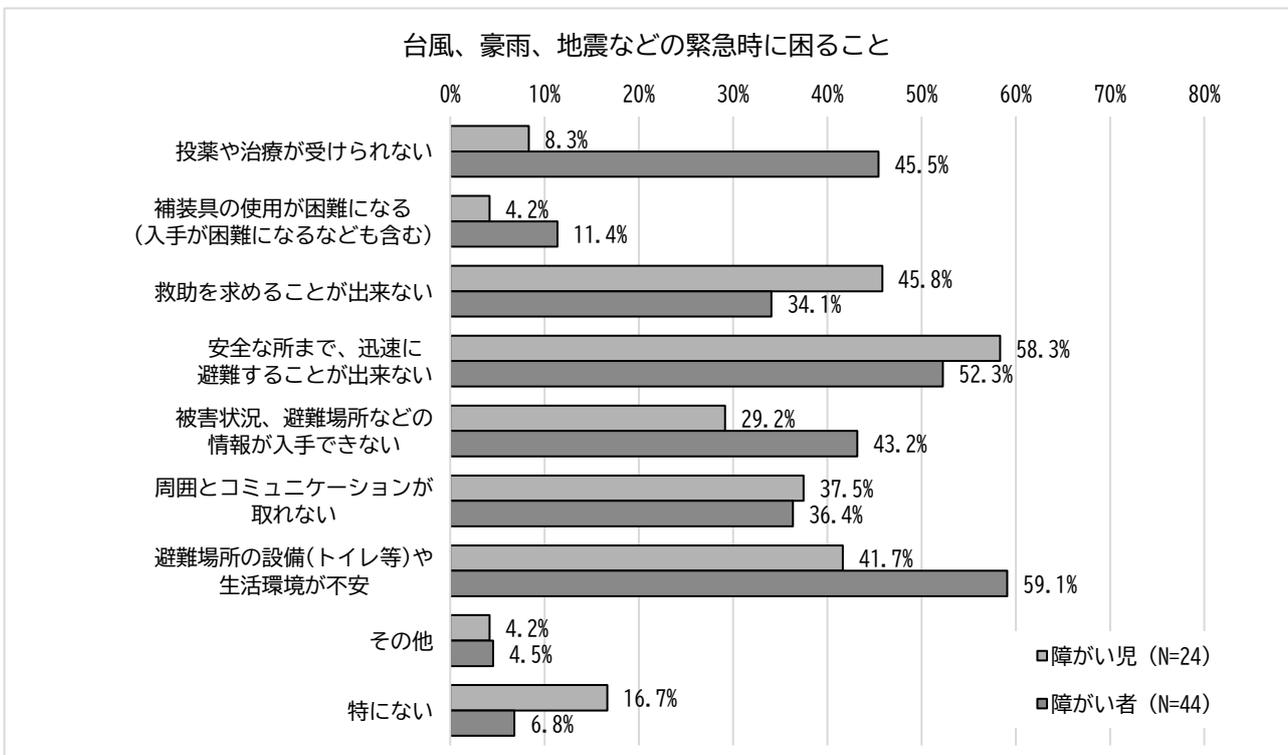
障がい者では「できる」が22.7%、「できない」が47.7%、「わからない」が25.0%と、緊急時の避難に不安を抱えていると思われる障がい者は72.7%に達しています。



### (イ) 自然災害などの緊急時に困ること

台風、豪雨、地震などの緊急時に困ることは、障がい児では「安全な所まで、迅速に避難することが出来ない」が58.3%でもっとも多く、次いで「救助を求めることが出来ない」が45.8%、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が41.7%となっています。

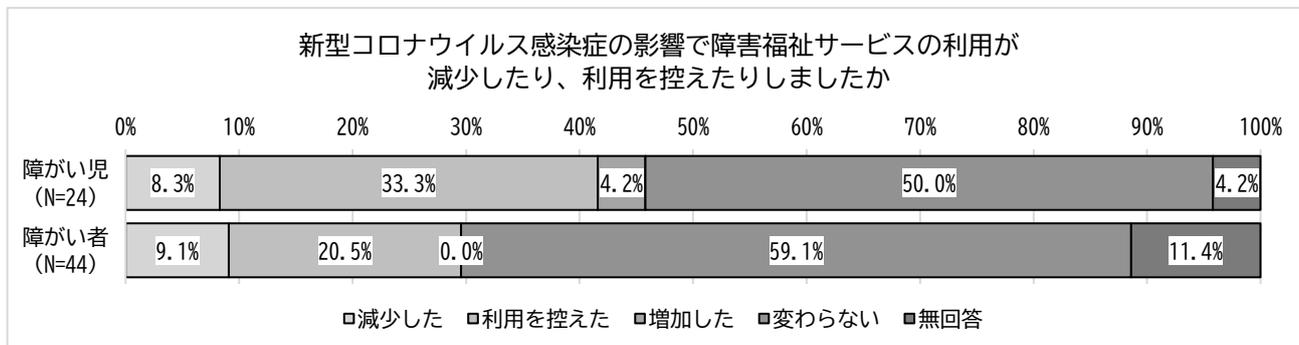
障がい者では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が59.1%でもっとも多く、次いで「安全な所まで、迅速に避難することが出来ない」が52.3%、「投薬や治療が受けられない」が45.5%となっています。



### ⑨ 新型コロナウイルス感染症について

#### (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響による障がい福祉サービスの利用の変化について

障がい福祉サービスの利用についての新型コロナウイルス感染症の影響では、障がい児では「減少した」が8.3%、「利用を控えた」が33.3%と、その合計は41.6%となっており、障がい者では「減少した」が9.1%、「利用を控えた」が20.5%と、その合計は29.6%となっています。

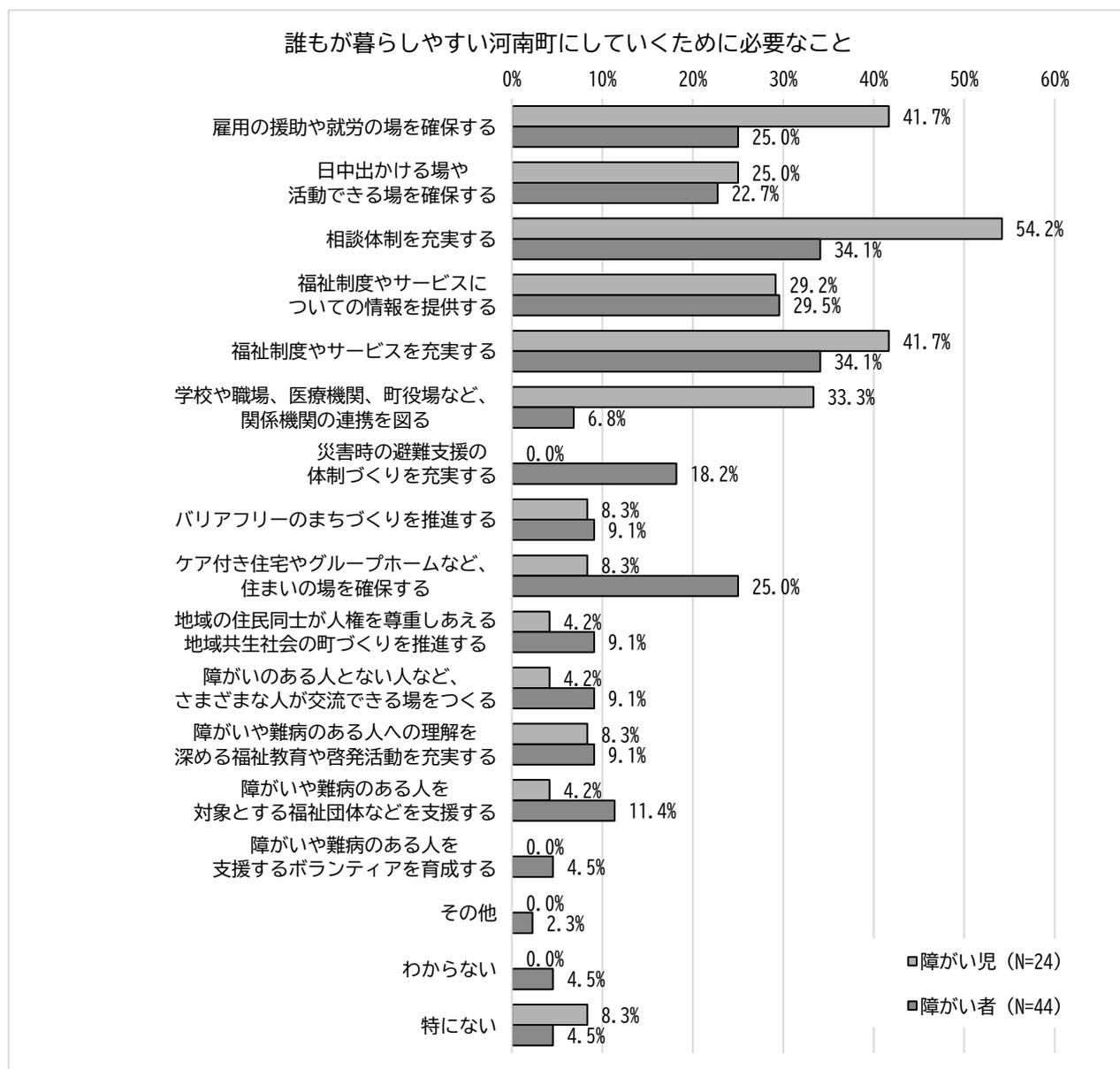


## ⑩ 今後の取り組みについて

### (ア) 誰もが暮らしやすい河南町にしていくために必要なこと

誰もが暮らしやすい河南町にしていくために何が大切と思うかについては、障がい児では「相談体制を充実する」が54.2%でもっとも多く、次いで「雇用の援助や就労の場を確保する」「福祉制度やサービスを充実する」が共に41.7%、「学校や職場、医療機関、町役場など、関係機関の連携を図る」が33.3%、「福祉制度やサービスについての情報を提供する」が29.2%となっています。

障がい者では「相談体制を充実する」「福祉制度やサービスを充実する」が共に34.1%でもっとも多く、次いで「福祉制度やサービスについての情報を提供する」が29.5%、「雇用の援助や就労の場を確保する」「ケア付き住宅やグループホームなど、住まいの場を確保する」が共に25.0%となっています。



## 4. 第6期障がい福祉計画の成果目標・活動指標(見込量)の評価

### (1) 成果目標に関する実績評価

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

##### 【目標と実績】

目標項目	令和5年度末までの目標値	令和4年度実績
施設入所者の削減	2人	0人
地域生活移行者数の増加	2人	0人

##### 【令和4年度までの評価】

#### ○施設入所者の削減

- 計画の達成状況

施設入所者の地域移行が進んでおらず、入所者の減少に至っていない。

- 状況分析

入所者の多くが、長期、重度の障がい者で地域移行が困難。

- 今後の課題

長期入所者への働きかけと、地域の相談支援、訪問系事業所などとの連携の強化。

#### ○地域生活移行者数の増加

- 計画の達成状況

増加していない。

- 状況分析

長期の入所者がほとんどで動きが少ない。

- 今後の課題

長期入所者への働きかけ。

#### ② 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【目標と実績】

目標項目	令和5年度末までの目標値	令和4年度実績
精神病床における1年以上長期入院患者数	9人以下	12人

##### 【令和4年度までの評価】

- 計画の達成状況

長期入院患者の減少には至っていない。

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【令和5年度末までの目標】

- 緊急時の居室確保やグループホームの体験の場等による機能の充実を図り、年1回市町村担当者会議等で運用状況を検証していく。

#### 【令和4年度までの評価】

- 平成31年4月整備済み。
- 緊急時に利用できる居室が少なく、対応できない事案もあった。
- グループホーム移行事業は稼働が少なく、機能の充実と整備が必要。
- 今後、安定した支援体制を整備する必要があるため、検討会議等を通じて今後の事業の方針や提供体制について検討していく。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【目標と実績】

目標項目	令和5年度末までの目標値	令和4年度実績
就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	4人	10人
就労移行支援を通じた一般就労移行者数	1人	5人
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	1人	1人
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	2人	4人
一般就労移行者のうち就労定着支援の利用率	7割	1割
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	—	—
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	11,000円	10,316円

#### 【令和4年度までの評価】

##### ○就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

- 目標値を上回った。今後も各関係機関と連携、情報共有を行い、さらなる支援体制の強化と充実を図る。

##### ○就労定着支援の利用率

- 相談支援センター等関係機関と連携を強化し、サービス利用の促進、周知を行う。

##### ○就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合

- 本町には就労定着支援事業所がありません。

##### ○就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額

- 令和3年度より工賃は増加しているが、令和5年度末目標額まで至っていないため、事業所等との連携や整備体制が必要である。
- 今後、事業所からの物品の購入など、積極的に検討、実施を行う。

## ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

### 【令和5年度末までの目標】

- 基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会の運営を行い、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図る。

### 【令和4年度までの評価】

- 計画通り基幹相談支援センターが中心となって相談支援体制の充実を図っている。
- 今後、包括的に事業を実施するために、医療機関や関係機関との連携強化、社会資源の開発を進める。

## ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 【令和5年度末までの目標】

- 研修の活用により、障害福祉サービスの質の向上に努める。
- 障害者自立支援審査支払等システムの導入により報酬の審査を行う。今後も大阪府と連携し、不正請求等の未然防止や発見に努める。

### 【令和4年度までの評価】

- 研修会や事業所連絡会などを通じた適切なサービスの提供体制の整備と、審査支払いシステムによる不正の予防により、概ね計画どおりである。

(2) 活動指標(見込量)に関する実績評価

① 訪問系サービス

① 居宅介護

- ・ 身体障がい者は、利用者数は計画値を下回り、利用時間は計画値を上回りました。
- ・ 知的障がい者は、利用者数、利用時間とも、計画値を上回りました。
- ・ 精神障がい者は、利用時間は、計画値を上回りました。
- ・ 障がい児は、利用者数は概ね計画どおりで、利用時間については計画値を下回りました。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	19	16	84.2%	19	14	73.7%	22	14	63.6%
	時間/月	480	605	126.0%	505	638	126.3%	540	612	113.3%
知的障がい者	人/月	5	6	120.0%	5	7	140.0%	8	9	112.5%
	時間/月	130	162	124.6%	155	193	124.5%	190	202	106.3%
精神障がい者	人/月	14	15	107.1%	17	14	82.4%	17	16	94.1%
	時間/月	210	358	170.4%	255	330	129.4%	275	342	124.3%
障がい児	人/月	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
	時間/月	105	95	90.0%	120	26	21.7%	135	36	26.6%
合計	人/月	41	40	97.6%	44	37	84.1%	50	41	82.0%
	時間/月	925	1,220	131.9%	1,035	1,187	114.7%	1,140	1,192	104.6%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

② 重度訪問介護

- ・ 身体障がい者は、令和3年度の利用時間は計画値を上回ったものの、令和4年度以降は利用者数、利用時間とも、計画値を下回りました。コロナ禍の影響によるものと思われます。
- ・ 知的障がい者、精神障がい者の利用実績はありませんでした。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	3	2	66.7%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
	時間/月	620	716	115.5%	720	400	55.6%	820	397	48.4%
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	3	2	66.7%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
	時間/月	620	716	115.5%	720	400	55.6%	820	397	48.4%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ③ 同行援護

・利用者数、利用時間とも、計画値を下回りました。コロナ禍の影響によるものと思われます。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	3	1	33.3%	3	1	33.3%	4	1	25.0%
	時間/月	50	21	42.0%	50	3	6.0%	65	3	4.6%
障がい児	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	3	1	33.3%	3	1	33.3%	4	1	25.0%
	時間/月	50	21	42.0%	50	3	6.0%	65	3	4.6%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ④ 行動援護

・障がい児は、令和5年度に1人、2時間の利用がありました。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
知的障がい者	人/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	時間/月	90	0	0.0%	90	0	0.0%	90	0	0.0%
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障がい児	人/月	0	0	—	0	0	—	0	1	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	2	—
合計	人/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
	時間/月	90	0	0.0%	90	0	0.0%	90	2	2.2%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ⑤ 重度障がい者等包括支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
障がい児	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ② 短期入所

### ① 短期入所

- ・ 身体障がい者は、利用者数、利用量ともに計画値を下回りましたが、令和5年度は利用の回復が見られました。
- ・ 知的障がい者は、令和4年度の利用者数は計画値を下回りましたが、令和3年度、令和5年度とも、計画値を上回り、特に利用量は増加傾向にあります。
- ・ 精神障がい者は、令和3年度、令和4年度の利用実績はありませんでしたが、令和5年度は利用の回復が見られました。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	3	3	100.0%	4	3	75.0%	5	4	80.0%
	人日分/月	21	12	57.1%	28	10	35.7%	35	14	40.0%
知的障がい者	人/月	2	2	100.0%	3	2	66.7%	4	5	125.0%
	人日分/月	14	20	142.9%	21	38	181.0%	28	44	157.1%
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
	人日分/月	7	0	0.0%	7	0	0.0%	7	4	57.1%
障がい児	人/月	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	人日分/月	14	8	57.1%	14	4	28.6%	14	4	28.6%
合計	人/月	8	7	87.5%	10	6	60.0%	12	11	91.7%
	人日分/月	56	40	71.4%	70	52	74.3%	84	66	78.6%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ③ 日中活動系サービス

### ① 生活介護

- ・ 身体障がい者の利用者数は計画値を下回りましたが、それ以外は計画値を上回りました。
- ・ 利用量はすべての障がいで増加傾向にあります。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	20	17	85.0%	21	18	85.7%	22	18	81.8%
	人日分/月	280	316	112.9%	300	343	114.3%	320	346	108.1%
知的障がい者	人/月	24	26	108.3%	25	26	104.0%	26	26	100.0%
	人日分/月	480	521	108.5%	500	538	107.6%	520	550	105.8%
精神障がい者	人/月	3	4	133.3%	3	4	133.3%	4	5	125.0%
	人日分/月	30	51	170.0%	30	62	206.7%	40	76	190.0%
合計	人/月	47	47	100.0%	49	48	98.0%	52	49	94.2%
	人日分/月	790	888	112.4%	830	943	113.6%	880	972	110.5%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

・令和3年度に身体障がい者、令和5年度に精神障がい者の利用がありました。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日分/月	22	2	9.1%	22	0	0.0%	22	0	0.0%
知的障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	人日分/月	22	0	0.0%	22	0	0.0%	22	0	0.0%
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
	人日分/月	22	0	0.0%	22	0	0.0%	22	9	40.9%
合計	人/月	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	1	33.3%
	人日分/月	66	2	3.0%	66	0	0.0%	66	9	13.6%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ③ 就労移行支援

・知的障がい者、精神障がい者は、利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	1	—	0	1	—	1	0	0.0%
	人日分/月	0	15	—	0	4	—	22	0	0.0%
知的障がい者	人/月	5	3	60.0%	7	1	14.3%	7	1	14.3%
	人日分/月	90	57	63.3%	126	14	11.1%	126	17	13.5%
精神障がい者	人/月	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	人日分/月	44	36	81.8%	44	15	34.1%	44	7	15.9%
合計	人/月	7	6	85.7%	9	3	33.3%	10	2	20.0%
	人日分/月	134	108	80.6%	170	33	19.4%	192	24	12.5%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ④ 就労継続支援A型

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	2	3	150.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%
	人日分/月	44	61	138.6%	44	37	84.1%	44	20	45.5%
知的障がい者	人/月	2	5	250.0%	2	6	300.0%	2	5	250.0%
	人日分/月	44	80	181.8%	44	112	254.5%	44	86	195.5%
精神障がい者	人/月	8	7	87.5%	8	6	75.0%	11	6	54.5%
	人日分/月	120	114	95.0%	120	111	92.5%	165	114	69.1%
合計	人/月	12	15	125.0%	12	14	116.7%	15	12	80.0%
	人日分/月	208	255	122.6%	208	260	125.0%	253	220	87.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ⑤ 就労継続支援B型

- ・ 身体障がい者は、利用者数、利用量ともに計画値を下回りました。
- ・ 知的障がい者は、利用者数、利用量ともに増加傾向にあり、令和5年度は概ね、計画値どおりになる見込みです。
- ・ 精神障がい者は、利用者数、利用量とも、増加傾向にあり、計画値を上回っています。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	9	5	55.6%	11	9	81.8%	12	9	75.0%
	人日分/月	135	70	51.9%	165	149	90.3%	180	145	80.6%
知的障がい者	人/月	15	9	60.0%	16	14	87.5%	16	16	100.0%
	人日分/月	300	179	59.7%	320	275	85.9%	320	290	90.6%
精神障がい者	人/月	15	7	46.7%	15	21	140.0%	16	24	150.0%
	人日分/月	225	130	57.8%	225	355	157.8%	240	423	176.3%
合計	人/月	39	21	53.8%	42	44	104.8%	44	49	111.4%
	人日分/月	660	379	57.4%	710	779	109.7%	740	858	115.9%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ⑥ 就労定着支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	2	0	0.0%
精神障がい者	人/月	0	1	100.0%	0	1	100.0%	0	1	100.0%
合計	人/月	1	2	200.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ⑦ 療養介護

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
合計	人/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

#### ④ 居住系サービス

##### ① 自立生活援助

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
知的障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
合計	人/月	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

##### ② 共同生活援助(グループホーム、旧・共同生活介護(ケアホーム)を含む)

- ・ 全ての障がい種別において実績値が計画値を上回っています。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	4	5	125.0%	4	5	125.0%	5	6	120.0%
知的障がい者	人/月	9	12	133.3%	9	12	133.3%	10	13	130.0%
精神障がい者	人/月	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	5	500.0%
合計	人/月	14	19	135.7%	14	19	135.7%	16	24	150.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

##### ③ 施設入所支援

- ・ 身体障がい者及び知的障がい者は、概ね計画値を上回る利用実績で推移しています。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	3	4	133.3%	3	4	133.3%	3	3	100.0%
知的障がい者	人/月	10	10	100.0%	10	10	100.0%	9	10	111.1%
精神障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
合計	人/月	13	14	107.7%	13	14	107.7%	12	13	108.3%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ⑤ 相談支援

### ① 計画相談支援

- ・ 身体障がい者は、計画値を下回りました。
- ・ 知的障がい者、精神障がい者は、利用者数、利用量ともに計画値を上回っています。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	6	5	83.3%	7	3	42.9%	8	3	37.5%
知的障がい者	人/月	2	2	100.0%	2	4	200.0%	3	5	166.7%
精神障がい者	人/月	1	1	100.0%	1	3	300.0%	1	3	300.0%
障がい児	人/月	0	0	—	0	1	—	0	0	—
合計	人/月	9	8	88.9%	10	11	110.0%	12	11	91.7%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ② 地域移行支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
合計	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

### ③ 地域定着支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
知的障がい者	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
精神障がい者	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
合計	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## ⑥ 地域生活支援事業

### 《相談支援事業》

#### ① 障がい者相談支援事業

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
障がい者 相談支援事業	か所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%

#### ② 基幹相談支援センター

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
基幹相談 支援センター	設置 有無	有	有	有	有	有	有

#### ③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

- ・ 相談機能に加え、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会の運営を事務局として  
行い、地域課題の抽出、共有を行っています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有

#### ④ 住宅入居等支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
住宅入居等 支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

#### ⑤ 理解促進研修・啓発事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
理解促進研修 ・啓発事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

#### ⑥ 自発的活動支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自発的活動 支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

⑦ 成年後見制度利用支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

⑧ 成年後見制度法人後見支援制度

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度 法人後見支援制度	実施 有無	無	無	無	無	無	無

《意思疎通支援事業》

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
手話通訳者 派遣事業	件/年	21	6	28.5%	21	16	76.2%	21	18	85.7%
	時間/年	60	14	23.3%	60	37	61.7%	60	40	66.6%
要約筆記者 派遣事業	件/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
手話通訳者 設置事業	人/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
養成研修人数	人/年	0	0	—	0	0	—	0	0	—
手話奉仕員養 成研修事業	人/年	8	3	37.5%	8	5	62.5%	8	5	62.5%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

《日常生活用具給付等事業》

- ・介護訓練支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具は、概ね計画通り推移しています。
- ・排せつ管理支援用具は増加傾向にあります。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
介護訓練支援用具	件/年	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	1	100.0%
自立生活支援用具	件/年	4	4	100.0%	4	6	150.0%	4	4	100.0%
在宅医療等支援用具	件/年	2	2	100.0%	2	4	200.0%	2	4	200.0%
情報・意思疎通 支援用具	件/年	1	1	100.0%	1	4	400.0%	1	1	100.0%
排せつ管理支援用具	件/年	430	275	64.0%	430	482	112.1%	430	492	114.4%
居宅生活動作 補助用具	件/年	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

《移動支援事業》

① 移動支援事業

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
身体障がい者	人/年	13	16	123.1%	13	11	84.6%	13	10	76.9%
	時間/年	900	764	84.9%	900	491	54.6%	900	660	73.3%
知的障がい者	人/年	26	28	107.7%	28	29	103.6%	30	23	76.6%
	時間/年	2,080	1,045	50.2%	2,080	927	44.6%	2,080	1,601	76.9%
精神障がい者	人/年	11	4	80.0%	12	12	240.0%	13	11	84.6%
	時間/年	1,540	232	42.2%	1,540	698	126.9%	1,540	1,006	65.3%
障がい児	人/年	5	3	27.3%	5	5	41.7%	5	3	60.0%
	時間/年	550	447	29.0%	550	507	32.9%	550	94	17.0%
合計	人/月	55	51	92.7%	58	57	98.3%	61	47	77.0%
	時間/月	5,070	2,488	49.1%	5,070	2,623	51.7%	5,070	3,361	66.2%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

《地域活動支援センター等》

① 地域活動支援センター事業

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
地域活動支援センター事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/年	4	3	75.0%	4	5	125.0%	4	4	100.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

《日常生活支援》

① 日中一時支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
日中一時支援	人/年	7	1	14.2%	7	4	57.1%	7	7	100.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

② 訪問入浴サービス

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
訪問入浴サービス	人/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

《社会参加支援》

① 社会参加支援

・令和5年度に障がい者ふれあいスポーツ大会を実施しました。

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
社会参加支援	人/年	110	0	0.0%	120	0	0.0%	130	66	50.8%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## 5. 第2期障がい児福祉計画の成果目標・活動指標(見込量)の評価

### (1) 成果目標に関する実績評価

#### ① 障がい児支援の提供体制の整備

##### 【目標と実績】

目標項目	令和5年度末までの目標値	令和5年度実績
児童発達支援センターの設置	圏域で設置済み 実施体制の充実	圏域で1箇所設置済み
保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	圏域で設置済み 実施体制の充実	圏域で2箇所設置済み
重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所の確保	圏域で設置	2箇所
重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	圏域で設置	2箇所
医療依存度の高い重症心身障がい 児者等に関する協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	1名	0名

##### 【令和4年度までの評価】

#### ① 児童発達支援センターの設置

圏域で設置済み。今後もニーズに応じて支援体制の整備と充実を図る。

#### ② 保育所等訪問支援の実施

圏域で設置済み。今後もニーズに応じて支援体制の整備と充実を図る。

#### ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

圏域で確保済み。

#### ④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

圏域で確保済み。

#### ⑤ 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置

令和5年度に自立支援協議会において、協議の場を設置済み。

#### ⑥ 協議の場における医療的ケア児等コーディネーターの配置

各関係機関と連携しながら、配置に努める。

(2) 活動指標(見込量)に関する実績評価

① 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
児童発達支援	人/月	17	20	117.6%	17	20	117.6%	17	20	117.6%
	人日分/月	170	274	161.2%	170	275	161.8%	170	230	135.3%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

② 医療型児童発達支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
医療型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日分/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

③ 放課後等デイサービス

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
放課後等デイサービス	人/月	42	43	102.4%	42	49	116.7%	42	50	119.0%
	人日分/月	420	536	127.6%	420	614	146.2%	420	668	159.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

④ 保育所等訪問支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
保育所等訪問支援	人/月	12	8	66.7%	12	7	58.3%	12	7	58.3%
	回数/月	36	12	33.3%	36	11	30.6%	36	8	22.2%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	回数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

⑥ 障がい児相談支援

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込	達成率
障がい児相談支援	回数/月	6	6	100.0%	7	5	71.4%	8	4	50.0%

※ 令和5年度の見込は9月末までの実績に基づく推計。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画は、第3期障がい者計画の基本的な考えを継承し、その連続性、整合性を図る観点から、基本理念は、『障がいのある人が、意思決定に基づいて、その人らしく生活できるまち、障がいのある人となない人が、互いに理解しあい支えあってきずなを深め、共に生きるまち』とします。

「障害者基本法」が掲げる「障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、地域でともに支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現」に向けた取り組みを行っていきたいと考えます。

### 基本理念

障がいのある人が、意思決定に基づいて、その人らしく  
生活できるまち、障がいのある人となない人が、  
互いに理解しあい支えあってきずなを深め、共に生きるまち

### 2. 基本方針

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

本町が実施主体となって、障がい福祉サービス等の充実を図るとともに、大阪府の適切な支援等を通じて、格差のない等しく受けられる障がい福祉サービス等の均てん化を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者が、障害者総合支援法の給付対象であることの周知とともに、難病患者の福祉サービスの活用促進に努めます。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人のニーズ把握に努めると共に、障がい福祉サービスをはじめとした適切な支援ができる体制の整備を進めます。

#### (3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援を図るため、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービスが実施できるよう、本町の地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備に努めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向けて、地域づくりに取り組む仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保とともに、本町の地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。そのため、次のような支援を一体的に実施できるよう努めます。

- 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応やつなぐ機能、多機能協働の中核的機能、伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- 相談支援と一体的に行う就労支援・居住支援等多様な社会参加に向けた支援
- 交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の機能を備えた支援

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障がいのある児童のライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援体制の構築に努めます。

母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携により、障がい児通所支援の体制整備や障がいのある児童の早期発見・支援や健全育成とともに、就学時や卒業時において円滑な支援の引継ぎにより、障がいのある児童のライフステージに応じた対応力の強化を図ります。

また、難聴児については、大阪府との連携により、早期発見や円滑かつ適切な支援・治療へのつなぎに努めるとともに、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある児童に対する支援体制の整備を図っていきます。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図るため、障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等と支援協力体制が築けるよう連携します。

#### (6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉を担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修、多職種間の連携の推進とともに、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報等を行うとともに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策や、事務負担の軽減・業務の効率化の促進に取り組みます。

さらに、自立支援協議会等を活用し、障がい福祉サービス事業所等における、利用者の安全確保、防災・防犯対策、さらには、感染症対策について周知していきます。

#### (7) 障がい者の社会参加を促進する取り組み

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るなど、情報保障や施設のバリアフリー化などに努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備を推進することによって、障がいのある人が個性や能力を発揮できるような支援体制の構築に取り組みます。

また、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、参加する機会の確保や視覚障がいのある人等の読書環境の整備の推進を図ります。

### 3. 障がい福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

#### (1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

##### ① 訪問系サービスの充実

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を考える上で、中心的な役割を担うサービスです。障がいのある人の重度化・家族を含めた高齢化等により、サービス利用者のニーズは複雑、多様化しています。各種サービスに関する情報収集・提供に努めるとともに、事業者への制度やニーズ等を周知することによって、サービス提供体制の確保を図ります。

##### ② 日中活動サービスの充実

障がいのある人の社会参加の促進に向けて、障がいのある人の希望や多様なニーズに応じて適切な日中活動の場を提供できるよう、多様なサービス提供体制の確保に努めます。

また、本町の課題である就労機会の拡充に向け、事業者や大阪府をはじめ、企業、関係各課等と連携し事業所ごとの利用者ニーズや今後の参入意向なども踏まえながら、就労支援の強化に努めます。

##### ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

グループホームは地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場として機能を周知するとともに、安定的に運営できる設置形態についての情報提供等を通じ、地域や事業者の理解を深め、サービス量の確保とサービス提供体制の整備に努めます。

さらに、地域生活支援拠点等の整備を行い、地域の支援ニーズの把握、関係機関の連携等を進め、支援体制を構築することにより、機能の充実を図ります。

##### ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていきます。そのため、町内の事業所に対して、障がい者雇用の理解を求めていくと共に、就労移行支援事業所等の確保と機能向上、障がい特性やニーズに応じた支援の充実を図っていくことが必要です。

また、就職後の職場定着への支援のため、関係機関等とも連携し、就労支援の充実・強化を図ります。また、南河内南障害者就業・生活支援センターやハローワークをはじめ、企業、庁内の関係各課等との連携を図りながら、民間事業所における障がいのある人の雇用拡大を図っていきます。

障害者優先調達推進法に基づく、障がい者就労支援施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進に向けた取り組みについて、障がい者就労支援施設等と調整を図ることに努めます。

##### ⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者の支援ニーズを把握するとともに、大阪府と連携を図りながら地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図っていく必要があります。また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の関係機関と連携し、支援が必要であるにもかかわらず、サービスの利用につながらない在宅者等のニーズの把握を行い、支援体制の整備に努めます。

## **(2) 多様な相談ニーズに対応できる総合的な相談支援体制の確立**

### **① 多様な相談ニーズに対応できる総合的な相談支援体制の確立**

サービス利用者の権利擁護と選択の自由を保障することを基本に、障がいのある人に対するサービスの提供とともに、適切に利用できるよう、当事者やその家族等に対する相談支援体制の充実を図ります。相談に応じる体制の充実に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、利用者や地域の障がい福祉サービス等の社会的基盤の実情の把握に努めます。

基幹相談支援センターを拠点とした障がいの種別を問わない、総合的な相談業務に関する支援を実施し、障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。また、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用できるよう努めます。

また、大阪府との連携により、居住支援協議会や発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携に努めます。

### **② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保**

障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所などから地域生活への移行を推進します。地域生活への移行を進めるにあたっては、必要なサービス量を正確に見込むなど、適切に管内の福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努める必要があります。

### **③ 発達障がい者等に対する支援**

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制の構築に努めます。また、児童発達支援センターや、教育関係機関との連携を図り、サービスの提供体制や相談支援体制の充実に努めます。

### **④ 自立支援協議会の活性化**

自立支援協議会の運営においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制整備の取り組みの活性化を図ることが重要であり、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善・実効性の確保・機能充実等を図っていきます。また、医療的ケアが必要な障がい児・者に対する支援など個別に協議する場を設け、より専門的な支援や、サービスの提供体制の整備に努めます。

### (3) 障がい児通所支援サービス提供体制の計画的な整備

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援については、障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。児童発達支援センターは、障がいの重度化・複雑化や多様な特性に応じて専門的な機能を強化し、保育所等訪問支援事業等を効果的に活用することによって、保育所等の育ちの場とつながる、重層的な障がい児通所支援の中核的な施設としてその役割が求められており、ニーズ量を見極めながら実施体制の充実を図ります。

また、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等を活用し、保育所等の育ちの場において、連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことに努めます。

障がい児支援が適切に行われるよう、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所の緊密な連携を図るとともに、就学時や卒業時において、円滑な支援の引継ぎが実施されるよう対応力の強化に努めます。

入所している児童が18歳以降も適切な支援を受けることができるよう、基幹相談支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、協議体制の整備に努めていきます。

虐待を受けた障がいのある児童に対しては、その児童の状況等に応じ、関係機関と連携して、きめ細やかな支援を行います。

### (4) 障がい者等に対する虐待の防止

障がいのある人への虐待は尊厳を害するもので、障がいのある人の自立や社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立支援、養護者に対する支援等を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待防止法」が平成24(2012)年10月に施行されました。

本町で設置している障がい者虐待防止センター(=基幹相談支援センター)を活用し、虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応を行います。

また、自立支援協議会等のネットワークを活用し、虐待の早期発見と虐待と疑われる事案の速やかな通報に努めるとともに、24時間対応の障がい者虐待防止センターにおいて、夜間・土日祝日等の閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実を図ります。

### (5) 障がいを理由とする差別の解消

障がいのある人に対して、正当な理由がなく、障がいを理由として差別することを禁止する「不当な差別的取扱いの禁止」、障がいのある人から、社会のバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を求めた「合理的配慮の提供」からなる「障害者差別解消法」が平成28(2016)年4月に施行されています。

また、「合理的配慮の提供」について、大阪府においては「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の改正(令和3年4月1日施行)により、全国においても「障害者差別解消法」が改正(令和6年4月1日施行)により従来、努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が義務化されることになり、これを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消と理解の促進のため、合理的配慮の重要性について周知・啓発に努めていきます。

また、障がいのある人もない人も含めて、安全・安心に地域で生活ができるよう、障がいを理由とする差別の禁止とともに、基幹相談支援センターを中心とした相談体制について、周知・啓発や適切な対応に努めます。

## 第4章 第7期障がい福祉計画

第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画においては、令和8(2026)年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)とともに、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの各年度末の障がい福祉サービス等の各分野における取り組みの状況を分析するための活動指標(見込量)を設定し、障がい福祉サービス等の充実を図っていきます。

本章においては障がい福祉計画として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、成果目標及び活動指標を設定しています。

### 1. 成果目標

#### (1)施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本方針】

令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、令和8年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

##### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本目標を踏まえ、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和8年度末時点の施設入所者数を1.7%以上削減することを基本とする。

##### 【本町の目標】

施設入所者数の削減に関しては、令和8年度末の施設入所者数の1.7%にあたる1人を削減することを目標とします。

また、国及び大阪府の方針に基づき、令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数の6%にあたる1人が地域生活へ移行することを目標とします。

	令和4年度末実績	令和8年度末目標
①施設入所者数	14人	13人
削減数	0人	1人
②地域移行者数	0人	1人

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ① 精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

#### 【国の基本方針】

令和8年度末における精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

#### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本方針に沿った目標設定とする

#### 【本町の目標】

国及び大阪府の方針に基づき、令和8年度末における精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。

項目	目標
精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上

### ② 精神病床における1年以上長期入院患者数について

#### 【国の基本方針】

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。

#### 【大阪府の基本的な考え方】

令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分したものを下限に目標を設定する。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取り組みを進めていることから年齢区分は設定しないこととした。

#### 【本町の目標】

大阪府の方針に基づき、令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数を11人以下とします。

項目	令和4年度実績	令和8年度6月末
精神病床における1年以上の長期入院患者数	12人	11人

### ③ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)について

#### 【国の基本方針】

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がいのある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。

#### 【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

#### 【本町の目標】

大阪府の方針に基づき、令和8年度末の入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とします。

項目	目標	
精神病床における早期退院率	3か月時点	68.9%以上
	6か月時点	84.5%以上
	1年時点	91.0%以上

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### 【国の基本方針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】

##### 【大阪府の基本的な考え方】

未整備の市町村については、第6期障がい福祉計画期間中(令和5年度末まで)に整備することとし、拠点等の整備後は、コーディネーターや拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置や支援ネットワークによる地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するなどにより、その機能強化を図っていく。また、支援困難事例等のノウハウ蓄積・活用を行いながら、PDCAサイクルの視点で機能の改善を図っていく。

なお、府として市町村の検証、検討状況をとりまとめ、市町村担当者会議等で情報の共有を行う。

##### 【本町の目標】

本町では、第5期障がい福祉計画期間中に地域生活支援拠点等を富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村と共同で平成31年4月に整備済みです。今後は、市町村間との連携を強化し、利用状況や効果を検証しながら効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図り、地域での支援体制の充実に努めます。

項目	目標
地域生活支援拠点の運用状況、機能充実のための体制構築に係る検証及び検討	自立支援協議会等で推進

#### ② 強度行動障がいのある人のニーズ把握及び支援体制の整備

##### 【国の基本方針】

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

##### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、下記の目標を設定する。

- ・各市町村又は圏域において、強度行動障がいのある人の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施。
- ・各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル(令和4年3月)を参考とした取り組みを実施。

##### 【本町の目標】

国及び大阪府の方針に基づき、強度行動障がい者を有する者に対する支援ニーズの把握や情報共有等の場を設置するとともに、各関係機関が連携した支援体制の整備に努めます。

項目	目標
強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の充実	自立支援協議会等で推進

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 福祉施設から一般就労への移行について

###### 【国の基本方針】

令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とする。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】

###### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針のに沿った目標設定とする。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする。

###### 【本町の目標】

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、令和8年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍、併せて、事業ごとの移行者数の令和3年度実績に対する目標値を就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍として目標を設定します。なお、設定にあたっては、大阪府が設定する目標値を按分した数値を目標として設定します。

一般就労移行者数	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
就労移行支援事業(全体)	5人	9人
就労移行支援	4人	6人
就労継続支援A型	0人	1人
就労継続支援B型	1人	2人
就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—	6割

## ② 就労定着支援事業の利用者数について

### 【国の基本方針】

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績1.41倍以上とすることを基本とする。【新規】

就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本指針に沿った目標設定とする。また、地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進める。

### 【本町の目標】

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とします。

また、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がい者の就労について支援を図るとともに、自立支援協議会において、就労支援部会の設置の検討を行います。

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
就労定着支援事業の利用者数(人/月)	2人/月	3人/月
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	2割5分以上

## ③ 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

### 【大阪府の基本的な考え方】

大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況(実績額)を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援 B 型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定を行う。

### 【本町の目標】

工賃の平均額について、大阪府は独自に成果目標を設定することとしており、大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援(B型)事業所において設定した目標額を踏まえた設定となっています。

本町においては、大阪府から提供される市内の就労継続支援(B型)事業所において設定された、令和8年度の目標工賃及び令和5年度までの工賃の平均額の実績の変動状況を踏まえて額を設定します。

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標)
就労継続支援B型事業所における工賃の平均月額	9,433円	12,000円

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本方針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係 機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

### 【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置(複数市町村による共同設置含む)するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を各市町村において確保する。また、令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 【本町の目標】

基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みがなされ、これらの取り組みを行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

項目	目標
基幹相談支援センターの地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターの活動の充実

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ① 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

#### 【国の基本方針】

令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

#### 【大阪府の基本的な考え方】

報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるための目標設定を行う。

市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。

#### 【本町の目標】

国の基本方針及び大阪府の基本的な考え方に沿って、事業所等のサービス等の質を向上させるため障害者自立支援審査支払システム等でのエラーの多い項目や、内容について注意喚起を行い、情報共有する体制を構築することを基本とします。

項目	目標
請求事務における過誤調整項目、内容について、 集団指導等の場で情報共有する体制を構築	報酬の審査体制の強化

## 2. 活動指標(見込量)

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	16	16	16
	時間/月	690	720	750
知的障がい者	人/月	9	9	10
	時間/月	220	230	250
精神障がい者	人/月	14	14	14
	時間/月	330	345	360
障がい児	人/月	16	16	16
	時間/月	360	375	390
合計	人/月	55	55	56
	時間/月	1,600	1,670	1,750

#### ② 重度訪問介護

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	3	3	3
	時間/月	900	900	900
知的障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	3	3	3
	時間/月	900	900	900

#### ③ 同行援護

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	2	2	2
	時間/月	40	40	40
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	2	2	2
	時間/月	40	40	40

#### ④ 行動援護

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
知的障がい者	人/月	1	1	1
	時間/月	50	50	50
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
障がい児	人/月	1	1	1
	時間/月	20	20	20
合計	人/月	2	2	2
	時間/月	70	70	70

#### ⑤ 重度障がい者等包括支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

訪問系サービスにおいては、障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するため、各種サービスに関する情報収集・情報提供に努めるとともに、既存の居宅介護事業所などに対し、制度やニーズ等を周知し、参入を働きかけます。

## (2) 短期入所

### ① 短期入所

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	6	6	6
	人日/月	24	24	24
知的障がい者	人/月	5	5	5
	人日/月	50	50	50
精神障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	4	4	4
障がい児	人/月	3	3	3
	人日/月	12	12	12
合計	人/月	15	15	15
	人日/月	90	90	90

#### 【見込量確保のための方策】

支援者の高齢化や親亡き後を見据えたサービス利用を周知するとともに、既存の居宅介護事業所などに対し、制度やニーズ等を周知し、参入を働きかけます。

## (3) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	18	18	19
	人日/月	360	360	380
知的障がい者	人/月	26	27	27
	人日/月	570	590	590
精神障がい者	人/月	6	6	7
	人日/月	90	90	105
合計	人/月	50	51	53
	人日/月	1,020	1,040	1,075

②-1) 自立訓練(機能訓練)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
合計	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

②-2) 自立訓練(生活訓練)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	12	12	12
知的障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	12	12	12
精神障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	12	12	12
合計	人/月	3	3	3
	人日/月	36	36	36

③ 就労選択支援(令和7年10月1日より新設)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	—	0	0
	人日/月	—	0	0
知的障がい者	人/月	—	0	0
	人日/月	—	0	0
精神障がい者	人/月	—	0	0
	人日/月	—	0	0
合計	人/月	—	0	0
	人日/月	—	0	0

④ 就労移行支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	人日/月	18	18	18
知的障がい者	人/月	5	5	5
	人日/月	90	90	90
精神障がい者	人/月	2	2	2
	人日/月	36	36	36
合計	人/月	8	8	8
	人日/月	144	144	144

⑤ 就労継続支援 A 型

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	3	3	3
	人日/月	60	60	60
知的障がい者	人/月	7	9	10
	人日/月	140	180	200
精神障がい者	人/月	7	8	8
	人日/月	140	160	160
合計	人/月	17	20	21
	人日/月	340	400	420

⑥ 就労継続支援 B 型

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	10	11	13
	人日/月	150	165	195
知的障がい者	人/月	16	16	16
	人日/月	320	320	320
精神障がい者	人/月	27	31	35
	人日/月	520	620	700
合計	人/月	53	58	64
	人日/月	990	1,105	1,215

⑦ 就労定着支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	1	1	1
精神障がい者	人/月	1	1	2
合計	人/月	2	2	3

⑧ 療養介護

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計	人/月	2	2	2

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスでは、就労機会の拡充に向け、事業者や大阪府をはじめ、企業、関係各課等と連携し、意見の把握に努めるとともに、事業所ごとの利用者のニーズや今後の参入意向等も踏まえながら、就労支援の強化に努めていきます。

#### (4) 居住系サービス

##### ① 自立生活援助

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
知的障がい者	人/月	1	1	1
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	3	3	3

##### ② 共同生活援助(グループホーム)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	7	7	8
知的障がい者	人/月	15	17	19
精神障がい者	人/月	6	7	9
合計	人/月	28	31	36

##### ③ 施設入所支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	4	4	4
知的障がい者	人/月	10	10	9
精神障がい者	人/月	0	0	0
合計	人/月	14	14	13

#### 【見込量確保のための方策】

共同生活援助は、地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、安定的に運営できる設置形態についての、情報提供等を通じて、地域や事業者の理解を深め、サービス量の確保に努めます。

## (5) 相談支援

### ① 計画相談支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	5	5	5
知的障がい者	人/月	7	10	13
精神障がい者	人/月	4	5	6
障がい児	人/月	1	1	1
合計	人/月	17	21	25

### ② 地域移行支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	1	1	1

### ③ 地域定着支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

地域生活支援事業における相談支援事業所との連携を図りながら、指定相談支援事業者によるサービス利用計画の作成やサービス事業所との調整、モニタリングなど、個々に応じた福祉サービス利用援助(障がい者ケアマネジメント)が提供できるよう、支援システムの確立とサービス提供体制の充実を図ります。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計	回/年	1	1	1

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健	人/年	2	2	2
医療	人/年	2	2	2
福祉	人/年	7	7	7
介護	人/年	0	0	0
当事者	人/年	0	0	0
家族	人/年	0	0	0
その他	人/年	0	0	0
合計	人/年	11	11	11

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
目標	—	1	1	1
評価の実施回数	回/年	1	1	1

④ 精神障がい者への支援等

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	6	7	9
自立生活援助	人/月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

自立支援協議会の地域移行推進会を活用し、保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、精神障がいのある人の地域移行推進を図ります。また、精神障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者との連携を図り、サービス提供体制の充実を図ります。

## (7) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

### ① 相談支援体制の充実・強化

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等により専門的な助言・指導	回/年	1	1	1
地域の相談支援事業所の人材育成支援	件/年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取り組み	回/年	3	3	3
協議会における事例検討実施回数	回/年	3	3	3
協議会の専門部会の設置	部会	3	3	3

#### 【見込量確保のための方策】

地域における相談窓口となる基幹相談支援センターを中心に、各関係機関との連携の強化を図り、地域での相談支援体制の充実を行います。また、自立支援協議会において、事例の検討や情報の共有を密に行い、様々なニーズや、ケースに応じて柔軟に対応できるよう努めます。

## (8) 地域生活支援事業

### ① 相談支援事業

#### ①-1) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・援助

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計	件/年	1	1	1

#### ①-2) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計	件/年	1	1	1

#### ①-3) 地域の相談機関との連携強化の取り組み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計	回/年	5	5	5

#### ①-4) 障がい者相談支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	5	5	5

①-5) 基幹相談支援センター

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センター	有無	有	有	有

①-6) 基幹相談支援センター等機能強化事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有

①-7) 住宅入居等支援事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無

**【見込量確保のための方策】**

基幹相談支援センターを拠点とした障がいの種別を問わない、総合的な相談業務に関する支援を実施し、障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築します。

② 理解促進研修・啓発事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

障がいのある人等の理解に向けて、イベントの開催や研修・啓発活動等について実施の検討をしていきます。

③ 自発的活動支援事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

障がいのある人をはじめその家族、地域住民等による自発的な取り組みの支援を実施していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の必要な支援として、権利擁護の取り組みの推進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援制度

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度 法人後見支援制度	実施有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

今後の利用状況やニーズに応じて実施の検討をしていきます。

## ⑥ 意思疎通支援事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話通訳者派遣事業	件/年	21	21	21
	時間/年	60	60	60
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	0
	時間/年	0	0	0
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0
養成研修人数	人/年	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	7	7	7

### 【見込量確保のための方策】

聴覚、視覚等に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣事業を引き続き実施します。また、手話通訳者のスキルアップ研修を実施し、能力向上に努めます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	482	482	482
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

用具に関する製品情報、福祉、医療関連製品等の情報提供を図り、サービスが必要な人への事業の周知に努めます。

⑧ 移動支援事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者	人/年	16	16	16
	時間/年	800	800	800
知的障がい者	人/年	29	30	31
	時間/年	2,030	2,100	2,170
精神障がい者	人/年	12	12	13
	時間/年	1,200	1,200	1,300
障がい児	人/年	10	11	12
	時間/年	580	640	700
合計	人/年	67	69	72
	時間/年	4,610	4,740	4,970

【見込量確保のための方策】

移動支援事業は障がいのある人の余暇活動支援として重要な役割を果たしていることから、事業の周知に努めるとともに、障がいの特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、事業者へ働きかけます。

⑨ 地域活動支援センター事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1
	人/年	5	5	5

【見込量確保のための方策】

障がいのある人が地域で安心した生活ができるよう、利用の促進や、支援の充実及び事業の周知に努めます。

⑩ 日中一時支援事業

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日中一時支援事業	人/年	7	7	7

【見込量確保のための方策】

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族のレスパイトケアを目的とした支援を行えるよう、利用者のニーズや利便性に配慮した事業の実施に努めます。

⑪ 訪問入浴サービス

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問入浴サービス	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、利用者のニーズや利便性に配慮した事業の実施に努めます。

⑫ 社会参加支援

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
社会参加支援	人/年	80	90	100

【見込量確保のための方策】

障がい者ふれあいスポーツ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がいのある人の交流を図ることや、社会参加を推進します。

(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計	人/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

大阪府の実施する障がい福祉サービス等に係る研修に担当職員が年に1回以上参加し、質の向上に努めます。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
体制	有無	有	有	有
実施回数	回/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者自立支援審査支払等システムでエラーの多い項目等について、大阪府と連携し、共有を図るとともに、不正請求等の未然防止や発見のため、連携体制の構築に努めます。

(10) 指導監査結果の関係市町村との共有

① 指導監査結果の関係市町村との共有

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
関係市町村との共有と 実指導監査結果の実施回数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所の指定事務を行う広域福祉課と協力・連携し指導監査を実施し、その結果共有に努めます。

(11) 地域生活支援拠点等の充実

① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点の設置 地域生活支援拠点	か所	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	有無	有	有	有
検証及び検討の実施	回/年	3回	3回	3回

【見込量確保のための方策】

地域生活支援拠点の運用状況について南河内圏域市町村と連携を図りながら、検証、検討を行い、効果的な支援体制の構築に努めます。

## 第5章 第3期障がい児福祉計画

本章においては障がい児福祉計画として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、成果目標及び活動指標(見込量)を設定しています。

### 1. 成果目標

#### (1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

##### ① 児童発達支援センターの設置

###### 【国の基本方針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

###### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本目標に沿った目標設定とする。

###### 【本町の目標】

本町では南河内圏域で1か所設置済みです。今後については、障がいの重複化や、多様化する福祉ニーズに対応できるよう、実施体制の充実と、各関係機関連携を図りながら、重層的な支援体制の構築に努めます。

項目	令和5年度 (実績)	令和8年度 (目標)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

## ② 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

### 【国の基本方針】

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】

### 【大阪府の基本的な考え方】

国の基本方針の趣旨を踏まえ、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めること。

### 【本町の目標】

本町では、児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、学校、こども園等との連携を図り、保育所等訪問支援の提供体制の構築及び推進を行います。これらの連携により、障がい児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進に努めます。

項目	令和5年度 (実績)	令和8年度 (目標)
保育所等訪問支援を利用できる体制及び地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	未構築	構築

## ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### 【国の基本方針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

### 【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。

### 【本町の目標】

本町では、圏域に2か所設置済みです。今後は、障がい児通所支援事業所等との連携を強化し、様々なニーズへ柔軟に対応できるよう支援体制の構築に努めます。

項目	令和5年度 (実績)	令和8年度 (目標)
児童発達支援事業所	2か所	2か所
放課後等デイサービス	2か所	2か所

## (2) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

### 【国の基本方針】

令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること【新規】。

各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 【大阪府の基本的な考え方】

令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

### 【本町の目標】

本町では、医療的ケア児支援のための協議の場については、令和5年度より自立支援協議会において、協議しています。今後は各障がい児に応じた支援が受けられるよう各関係機関が連携し、検討できる場として活性化に努めます。

項目	令和5年度 (実績)	令和8年度 (目標)
医療的ケア児等支援のための協議の場	設置	設置
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	福祉関係 0名 医療関係 0名	福祉関係 1名 医療関係 1名

## 2. 活動指標(見込量)

### (1) 障がい児福祉サービス

サービス名		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援		人/月	21	22	24
		人日分/月	270	285	310
医療型児童発達支援		人/月	0	0	0
		人日分/月	0	0	0
放課後等デイサービス		人/月	55	61	68
		人日分/月	715	790	880
保育所等訪問支援		人/月	10	11	12
		回数/月	30	33	36
居宅訪問型児童発達支援		人/月	0	0	0
		回数/月	0	0	0
障がい児相談支援		人/月	12	13	14
医療的ケア コーディネーター配置	福祉関係	人/月	1	1	1
	医療関係	人/月	1	1	1

#### 【見込量確保のための方策】

必要なサービスを地域で利用できるよう、サービス提供事業者に対し、制度やニーズの周知を行い、参入を働きかけます。

### (2) 障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動

#### ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計	人/年	0	0	0

#### ② ペアレントメンターの人数

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計	人	0	0	0

#### ③ ピアサポートの活動への参加人数

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合計	人/年	0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

現在、本町において、知的障がい者や発達障がい等のある子どもをもつ親を対象にしたペアレントトレーニング等は実施しておりませんが、事業実施に向けて関係部局とも連携し、検討を行います。

## ■参考：「第2期河南町子ども・子育て支援事業計画」の確保方策(提供量)

障がいの有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、障がいのある児童に係る子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備に努める必要があります。そのため、「障がい児福祉計画」は、幼児教育・保育や子育て支援サービス等について定める「子ども・子育て支援事業計画」との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図ることが求められています。「河南町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら進めていきます。「河南町子ども・子育て支援事業計画」に示されている教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の提供体制について掲載します。

### (1) 幼稚園・保育園・認定こども園

#### ① 教育(幼稚園・認定こども園)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	95人	95人	95人	95人
確認を受けない幼稚園	40人	40人	40人	40人
合計	135人	135人	135人	135人

#### ② 保育(保育園・認定こども園)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳以上	185人	185人	185人	185人
1・2歳	84人	84人	84人	84人
0歳	27人	27人	27人	27人
合計	296人	296人	296人	296人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	基本型・特定型	基本型1か所	基本型1か所	基本型1か所	基本型1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業		1か所	1か所	1か所	1か所
		10,595人回	10,118人回	9,862人回	9,658人回
妊婦健康診査		1,008人回	980人回	952人回	938人回
産婦健康診査		144人回	140人回	136人回	134人回
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		72人	70人	68人	67人
養育支援訪問事業		25人	25人	25人	25人
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		12人日	11人日	11人日	11人日
ファミリー・サポート・センター(就学児)		0人日	0人日	0人日	0人日
一時預かり事業 (幼稚園型:在園児を対象にした預かり保育)		3,151人	3,039人	3,086人	3,011人
一時預かり事業 (地域子育て拠点等における一時預かり保育)		1,187人日	1,134人日	1,117人日	1,087人日
延長保育(時間外保育)事業		86人	83人	82人	80人
病児保育事業		2か所	2か所	2か所	2か所
		28人回	27人回	27人回	26人回
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	開設場所数	2か所	2か所	2か所	2か所
	1~3年生	114人	114人	114人	114人
	4~6年生	49人	49人	49人	49人
実費徴収にかかわる補足給付を行う事業		15人	15人	15人	15人
多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業		—	—	—	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		実施	実施	実施	実施

## 第6章 計画の推進体制・進行管理

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内における連携強化

計画を着実に進めていくため、庁内関係各課をはじめ、関係機関等を通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法等に対する意見を求めながら、本計画のサービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、施策の効果的な推進に努めます。

#### (2) 関係機関・団体、近隣市町村等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援等に対応するため、行政だけでなく、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら、施策の推進に努めます。また、近隣市町村と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整も図りながら、連携・協力して事業の推進に努めます。

#### (3) 国・大阪府との連携

計画推進にあたっては、今後の障がい福祉制度の改正等に対応できるよう、適時、国・大阪府と連携しながら、障がい者施策の展開に努めます。また、大阪府と連携し、各種研修会や様々な研修事業等も活用しながら、障がいのある人への相談支援に関する専門職員の指導・育成、配置等に努めます。

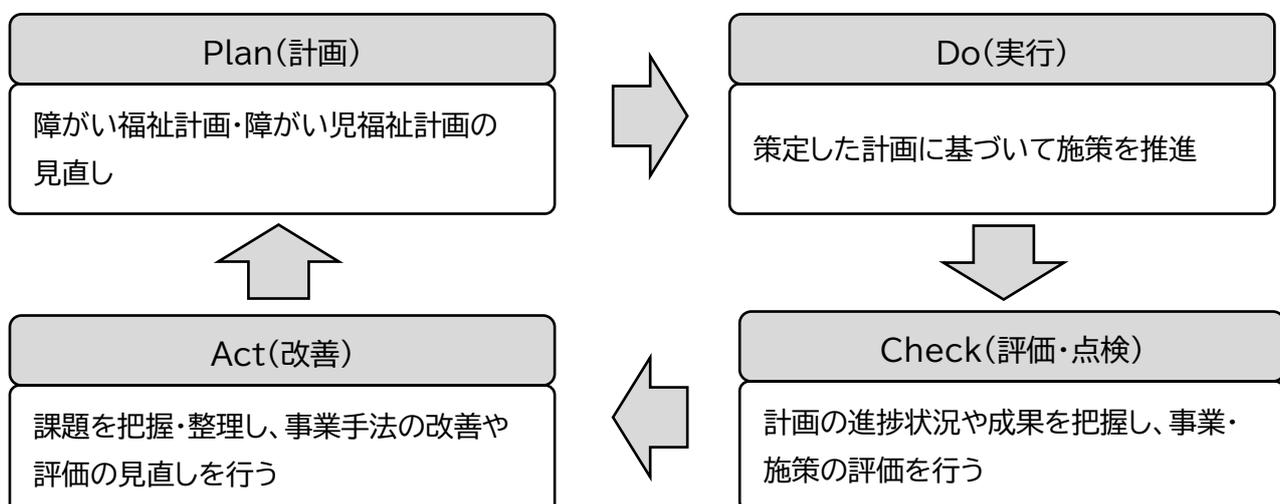
#### (4) 計画の周知と啓発

計画の内容について、ホームページ等で周知を図るとともに、町民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行いながら、共生社会の実現をめざして、地域ぐるみでの支え合いを推進します。

### 2. 進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果目標の達成状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

図.PDCAサイクルの仕組み



## 資料編

### 1. 河南町障がい福祉計画策定委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例(平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。)第3条の規定に基づき、河南町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

#### (職務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障がい福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・教育関係者
- (3) 障がい者団体等
- (4) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

#### (会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

- 第5条の2 会長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録を各委員に配付又は回付した上で、賛否その他の意見を聴き、委員会の会議に代えることができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席」とあるのは、「書面又は電磁的記録により意見を提出」と、同条第3項中「出席」とあるのは、「書面又は電磁的記録により意見を提出した」と、「議長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

- 第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

- 第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例(昭和32年河南町条例第49号)の定めるところによる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において行う。

(委任)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- この規則は、平成29年9月1日から施行する。

## 2. 河南町障がい福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属	区分
1	中尾 準一	河南町身体障害者協会 会長	障がい者団体
2	石田 晃久	NPO 法人ピープルネットあしべ作業所 管理責任者	福祉関係
3	満石 和彦	社会福祉法人あすかの会 あすかの園 施設長	福祉関係
4	土井 涼子	地域活動支援センターときわぎ 施設長	福祉関係
5	越前谷 靖衛	社会福祉法人マイウェイ福祉の会 草笛の家 施設長	福祉関係
6	小田 修司	社会福祉法人鳳雛会 どんぐり学園河南校 園長	福祉関係
7	前田 重成	富田林医師会 副会長	医療・保健関係
8	増本 紀子	富田林医師会訪問看護ステーション 管理者	医療・保健関係
9	浅野 雅美	社会福祉法人河南町社会福祉協議会 会長	社会福祉 及び公共的団体
10	吉岡 賀子	河南町民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉 及び公共的団体
11	前田 晶子	南河内南障害者就業・生活支援センター センター長	関係支援機関
12	中山 崇	社会福祉法人佳松会 科長の郷 管理者 (河南町、太子町及び千早赤阪村 障がい者地域自立支援協議会 会長)	関係支援機関
13	平尾 正幸	南河内広域事務室 広域福祉課長	関係行政機関
14	山田 恵	河南町子ども・子育て会議事務局	関係行政機関
15	本田 和隆	大阪千代田短期大学 准教授	学識経験者
16	田村 夕香	河南町 健康福祉部長	町職員

### 3. 用語集

#### 【あ行】

##### 一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

##### 医療的ケア

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

##### インクルージョン

インクルージョンは「包括」「包含」などを意味し、ここでは「地域社会への参加・包容」を指す言葉として使われている。

2000(平成12)年12月8日厚生省(現・厚生労働省)の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」ことをソーシャルインクルージョンとしている。

##### 親亡き後

子どもに障がいのある人のいる家庭において、親子の加齢とともに、家庭内での主たる介護者であった親が子どもの介護を続けることが困難となって生活上の様々な危機を迎えるという状況が社会問題となっている。

#### 【か行】

##### 基幹相談支援センター

地域において相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務や、各関係機関とのネットワーク構築など地域における相談支援体制の強化を図る機関。

##### 強度行動障がい

自傷、他傷、異食、多動、こだわりなど、本人や周囲の人の日常生活に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別な支援が必要な状態。

##### 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、引き戸への扉の取り替え、洋式便器への便器の取り替えや、それらに付帯して必要となる住宅改修など。

## 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

## 高次脳機能障がい

事故や病気などで脳に損傷を受けたことにより、言語・記憶・注意・思考などの認知機能の障がい。

## 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

## 【さ行】

### 児童発達支援センター

障がいがある子どもや療育が必要な子どもに対し、日常生活での基本動作や集団への適応訓練などを行う通所施設。

### 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

## 【た行】

### 地域移行

障がい者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している障がい者が、地域での生活に移行すること。住居の確保や外出時の支援、障がい福祉サービスの体験的な利用等を通し、地域生活への円滑な移行をめざす。

## 地域共生社会

障がいの有無や年齢等に関わらず、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

## 地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。河南町においては、広域的な施策の展開が必要であることから太子町及び千早赤阪村と共同で運営を行っている。

## 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置されている。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成など。

## 【は行】

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

### パブリックコメント

町民の意見を積極的に町政に反映させることにより、町の行政運営における透明性の向上と公正の確保を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### PDCAサイクル

事業を継続的に改善する仕組み。計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)を表し、一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結び付ける手法のこと。

### ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通じて学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的ストレスの改善、児童の適切な行動を促進し、適応行動を目指す家族支援のアプローチのこと。

## ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

## ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような障がいのある子どもを持つ親の悩みに共感し、子育ての経験を通して子どもへの関わり方や地域資源等について助言することができる。

【や行】

## ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように設計された物や環境のこと。

河南町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年(2024年)3月

【発行・編集】

河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の 6

TEL:0721-93-2500(代表)